

「いたばし子ども未来応援宣言2025」
第2編「子ども・子育て支援事業計画」編 第2期 説明資料

1 素案に対するパブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

令和元年11月13日（水）～11月27日（水）【15日間】

(2) 周知方法

- ①広報いたばし（11月9日号）
- ②区ホームページ
- ③「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信
- ④「公式twitter（ツイッター）」及び「eモニター」への情報配信
- ⑤庁舎内の広告付電子掲示板での周知
- ⑥子育て支援関係会議での周知

(3) 件数

17件 9人（Web7人、メール1人、窓口1人）

(4) パブリックコメントの概要

No.	主な意見	区の考え方
1	子ども・子育て会議について 【1件】 ・開催時間や周知方法等を工夫し、区民委員を増やしてほしい。	子ども・子育て会議の区民委員数は、会議の人数構成から見て適正だと考える。 会議に参加しやすい環境を整えるための工夫については、今後も検討していく。
2	就学前人口について 【2件】 ・就学前人口の減少の要因について、丁寧に分析し計画に反映すべきである。 ・令和2（2020）年の0歳児人口の推計値は、近年の減少傾向の要因を考慮すると非現実的ではないか。	減少傾向を踏まえて計画を策定しているが、要因については今後も分析し、施策に反映していくよう努めていく。 令和2（2020）年以降の推計値は、コード変化率法による推計としており、0歳児の人口は、女性人口の推計値に子ども女性比を乗じて得た数値で算出している。令和2（2020）年の0歳人口は、女性人口比に基づいた数値が出てきていると考えられる。 区の他計画との整合を図るため、現在の推計値で策定するが、今後の人口動向を注視しながら、変化に合わせ必要な見直しを行っていく。

No.	主な意見	区の考え方
3	<p>保育の質について 【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「質の高い保育」とは具体的にどのような保育なのか。 ・巡回指導における巡回記録や、保育士の待遇の向上につなげるため、保育士の離職状況の開示を希望する。 	<p>「質の高い保育」とは、子どもにとってよりよい豊かな経験を保障する保育環境と高い専門性をもった保育士による保育であると考える。</p> <p>「巡回記録」や「保育士の離職状況」は事業者の運営情報のため、公開していないが、保育士のキャリアアップ補助等を活用し、保育士の待遇向上に向けた支援を行っていく。</p>
4	<p>育ちのエリアについて 【4件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育ちのエリアはいつ決定するのか。 ・育ちのエリアが決定していない以上、安易に保育所の民営化を進めるべきではない。 	<p>「育ちのエリア」は「板橋区公立保育所のあり方」の考え方に基づき、令和3（2021）年度を目途に設定していく予定である。</p> <p>区の公立保育所は築40年以上の老朽化している施設が多く、区の財政状況を踏まえると、すべての長寿命化改修や改築を行うことは困難であり、民営化を優先して検討を進めていく方針である。</p> <p>区の保育事業は、公立保育所だけではなく、多様な運営主体による私立保育所等とともに運営されている。待機児童対策は喫緊の課題のため、今後も保護者の利用希望に応えるため施設整備を進め、全体で調整を図っていく。</p> <p>その中で、公立保育所の役割を踏まえた「育ちのエリア」を構築していく。</p>
5	<p>その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全般について ・巡回指導について ・新技術の活用について ・親の一日保育士体験について ・公立保育園の民営化について 等 	

2 計画本編における「素案」以降の主な変更・修正点

(1) 第1章 計画の概要【本編P 2～5】

「3 計画の位置づけ」（本編P 4）の図表において、区の関連諸計画との関係性を示すため、修正を行った。

(2) 第2章 板橋区の子ども・子育ての現状【本編P 8～13】

平成30（2018）年度の合計特殊出生率の数値の確定に伴い図表の修正を行った。

(3) 第3章 計画の基本的な考え方【本編P16~20】

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）の算出方法、また、平成30（2018）年度に就学前児童保護者及び小学生児童保護者を対象に実施した「板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要を項番4（P20）に追記した。

(4) 第4章 子ども・子育て支援事業計画【本編P22~46】

「1 幼児期の教育・保育施設」において、認定区分によって利用できる施設や事業について掲載した。また、今後、切れ目のない子育て支援の中心となる、（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの説明を掲載した。（P45）

(5) その他

これまでにいただいた意見を踏まえ、文章表現や体裁など、見やすさを向上させるため、修正を随所に加えた。

3 検討経過

月 日	会 議 名	備 考
4月 17日	子ども・子育て支援連絡調整会議	
5月 21日	子ども・子育て支援本部	策定方針決定
5月 28日	子ども・子育て会議	
6月 11日	文教児童委員会	策定方針報告
7月 8日	子ども・子育て支援連絡調整会議	
7月 22日	子ども・子育て支援本部	計画骨子決定
8月 23日	子ども・子育て会議	
10月 9日	子ども・子育て支援連絡調整会議	
10月 21日	子ども・子育て支援本部	計画素案決定
11月 11日	文教児童委員会	計画素案報告
11月 13日	パブリックコメント募集	11月 27日まで
11月 18日	子ども・子育て会議	
12月 6日	子ども・子育て支援連絡調整会議	
12月 26日	子ども・子育て会議	
1月 20日	子ども・子育て支援本部	原案決定
2月 19日	文教児童委員会	原案報告・策定

子ども・子育て支援事業計画 第2期（素案）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 募集期間

令和元年11月13日（水）～11月27日（水）【15日間】

2 周知方法

- (1) 広報いたばし（11月9日号）
- (2) 区ホームページ
- (3) 「パブリックコメント等区民参加情報配信制度」登録者への情報配信
- (4) 「公式twitter（ツイッター）」及び「eモニター」への情報配信
- (5) 庁舎内の広告付電子掲示板での周知
- (6) 子育て支援関係会議での周知

3 件数

17件 9人（Web7人、メール1人、窓口1人）

4 意見の概要と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方
1 計画全般		
1	<p>この計画には、良い点が2点ある。</p> <p>1つ目は、基本目標における、各種施策のバランスが取れているところである。バランスの取れた政策の連携は計画の実効性を大きく高めると思う。</p> <p>2つ目は、世界や国・自治体に共通の普遍的な政策目標、SDGsの理念を踏まえていることである。児童福祉や母子福祉と教育や保健を合わせ、「社会」の理念を実現する計画なので、「誰一人取り残さない」という文言を掲げたのは大変ふさわしく、良いことだと思う。</p>	<p>本計画の内容について評価をいただき、ありがとうございます。</p> <p>「誰一人取り残さない」という理念の「SDGs」をしっかりと見据え、誰もが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努めるとともに、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、切れ目のない支援を推進する体制づくりを進めています。</p>
2 計画の策定体制		
2	<p>子ども・子育て会議の開催時間や周知方法等を工夫し、区民委員をより多く増やしてほしいと考える。</p> <p>区民の意見を汲み上げるシステムを作つてほしい。</p>	<p>子ども・子育て会議の区民委員数は、現在17名中3名となっており、会議の人数構成から見ての人数は適正だと考えております。</p> <p>会議に参加しやすい環境を整えるための工夫については、今後も検討していきます。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
3 板橋区の子ども・子育て家庭を取り巻く環境		
3	平成 28 (2016) 年以降、0歳人口は減少している。これは第 1 期の中間期の見直しの推計と異なる推移をしている。また、計画期間中、就学前人口は減少していくことだが、これらの要因について、丁寧に分析し、計画へ反映していくことが必要であると思う。	<p>0歳児人口が、第 1 期の中間期の見直しの推計よりも減少している背景としては、出生率の低下等が考えられます。</p> <p>また、就学前人口の減少を踏まえて本計画を策定していますが、今後さらに要因について分析し、施策に反映していくよう努めています。</p>
4	令和 2 (2020) 年度の0歳児人口は、4,441人となっているが、平成 31 (2019) 年 4 月の実績や近年の減少傾向の要因等を考慮すると、非現実的ではないか。	<p>令和 2 (2020) 年以降の推計値は、コード変化率法による推計としており、0歳児の人口につきましては、女性人口の推計値に子ども女性比を乗じて得た数値で算出しています。</p> <p>令和 2 (2020) 年の0歳人口は、女性人口比に基づいた数値が出てきていると考えられます。</p> <p>区の他計画との整合を図るため、現在の推計値で策定しますが、今後の人口動向を注視しながら、変化に合わせ必要な見直しを行っていきます。</p>
4 地域子ども・子育て支援事業		
5	「多様な主体が本制度に参入することを促進する事業」の新規保育施設への巡回指導は 2 名で実施していると思うが、2名ですべての施設を巡回できるのか。また、巡回の記録は公開されないのか。	<p>本事業については、巡回支援チームを編成し、2名1組で私立保育園、特定地域型保育施設等に対し、保育の質の向上及び安心・安全確保のための指導、助言及び相談を行っています。今年度中に区内の全施設を巡回できる見込みです。</p> <p>また、巡回の記録等は事業者の運営情報のため、公開しておりません。</p>
6	保育園巡回指導や児童館の役割などについて、実績や計画の掲載はあるが、実際の内容や困難課題が見えてこない。説明が不十分である。	計画を実施していく中で、実績に対する分析・評価を行い、課題等を明確にし、分かりやすい表現となるよう工夫をしていきます。

No.	意見の概要	区の考え方
7	<p>「質の高い保育」とあるが、具体的にどのような保育を指すのか。</p> <p>待機児童対策で保育所を増やしている中、保育所が増えれば保育士不足の問題が出てくる。その対策の1つとして、保育士の待遇の向上に繋がるよう離職状況の開示を希望する。</p>	<p>「質の高い保育」とは、子どもにとってよりよい豊かな経験を保障する保育環境と高い専門性をもった保育士による、子どもの状況や発達過程を踏まえた保育であると考えています。</p> <p>保育士の待遇向上の対策としてご提案の「保育士の離職状況」は事業者の運営情報のため、公開していませんが、区としても保育士のキャリアアップ補助等を活用し保育士の待遇向上に向けた支援を行っていきます。</p>
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保		
8	<p>「育ちのエリア」についてはいつ設定されるのか。</p> <p>「育ちのエリア」が決まっていない状態で保育所の民営化を進める区のやり方に疑問がある。公立保育所が「育ちのエリア」の中心を担う以上、安易に民営化を進めるべきではないと思う。</p>	<p>「育ちのエリア」は「板橋区公立保育所のあり方」の考え方に基づき、令和3（2021）年度を目途に設定していく予定です。</p> <p>区の公立保育所は築40年以上の老朽化している施設が多く、区の財政状況を踏まえると、すべての長寿命化改修や改築を行うことは困難であり、民営化を優先して検討を進めていく方針です。</p>
9	<p>「育ちのエリア」はいつ決定するのか。</p> <p>地域に偏りがないようにとのことだが、公立保育所の格差は改善されるのか。</p>	<p>区の保育事業は、公立保育所だけではなく、多様な運営主体による私立保育所等とともに運営されています。待機児童対策は喫緊の課題のため、今後も保護者の利用希望に応えるため施設整備を進め、全体で調整を図っていく考えです。</p> <p>その中で、公立保育所の役割を踏まえた「育ちのエリア」を構築していきます。</p>
6 その他		
10	<p>「すべての子どもたちが健やかに成長できる環境」とのことだが、現状の児童館や公園の使い勝手の悪さ等、魅力がないところがとても残念である。他自治体の人気のある児童館や公園を調査し参考にして欲しい。</p> <p>また、公園での喫煙所を完全に禁止してほしい。その程度のことが実現できないのは怠慢である。</p>	<p>子育て世帯にとって魅力的なまちとなるよう、他自治体の先進事例の調査研究に努め、改善を図っていきます。</p> <p>なお、区では公園内に喫煙所は設置しておりません。また、受動喫煙を防止する環境の整備を進めていくため、公園パトロールの際に、公園での喫煙者に対し注意喚起を行っています。</p>

No.	意見の概要	区の考え方
11	子どもの貧困率についての言及がないが、区として施策はないのか。	本計画は子ども・子育て支援法で求められている事項のみの計画であるため、子どもの貧困率について言及はしていません。 なお、区では子どもの貧困対策事業を「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」として取りまとめ、「板橋区子ども・若者計画2021」において個別目標の一つとして位置付けています。
12	計画に希望する点は、AI（人工知能）等、新技術のさらなる活用である。 すでに板橋区は、他区に先駆けて今年度よりAIによる保育所の入所選考が行われているが、AIには今後、児童の写真分類から、送迎、健康管理まで様々な応用事例が考えられるようである。 次世代技術は物的資源、行政を含む経済・社会活動に加え、人的資源の持続可能性をも実現しうる画期的な技術であり、活用は有意義なことであると思う。	新技術の活用については、引き続き検討していきます。
13	「親の一日保育士体験」が「ワーク・ライフ・バランスの推進」の施策とどのように関連しているのか。同事業は体験者が毎回一人の親とされ、複数の親が同時に同じクラスで保育士の体験をできないとされていると聞いたことがある。就労している保護者は自由に仕事を休めるわけではないため、調整が困難になる。その点は「ワーク・ライフ・バランス」の観点で問題だと思う。 同事業の課題や改善点等の検証結果も区民に伝えるべきではないか。	仕事と家庭の両立のために、子育ては父親と母親が協力しあって行うことである等の意識の醸成を図ることが重要です。「親の一日保育士体験」は、保護者が育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさを再発見するものであるため、「第1編 次世代育成推進行動計画実施計画2021」において「ワーク・ライフ・バランスの推進」に位置付けています。 ご指摘をいただいた件については、可能な限り日程調整をしているところですが、課題として認識しております。 今後も、PDCAサイクルにより、施策の見直しを図るとともに、計画の進捗状況を毎年度公表し、情報の共有化を図りながら区民参加が図れるよう努めていきます。

No.	意見の概要	区の考え方
14	<p>「親の一日保育士体験」の発想と論理は、SDGs の目標であるジェンダー平等と反しないのか。</p> <p>「親の一日保育士体験」の発想と論理に、「母性」を女性に押し付けるような価値観の強制があつてはならない。</p>	<p>「親の一日保育士体験」は、父親又は母親が育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさの再発見を目的とする事業であるため、「母性」を女性に押し付けるような価値観の強制をしていることはありません。</p>
15	<p>国の幼児教育・保育の無償化政策は財源不足や保育ニーズの増大など、早くも課題が出てきている。そうした中で、なぜ区は、区立保育園の民営化を進めているのか疑問である。保育士不足は叫ばれ、民営化園や新規開設園の現場の困難は明白である。</p> <p>3年前の認可保育所での死亡事故検証報告書がようやく公表され配置基準の問題が提言された。この教訓を踏まえていただきたい。</p>	<p>民営化の移管先事業者の公募にあたり、提案事項である「保育士の配置計画」において、配置人数や実務経験年数による保育士配置割合の提出を求めており、事業者選定にて安定的な保育運営についても審査しております。</p> <p>民営化後も、保護者、事業者、区を含めた三者協議会を実施し、運営状況の確認をするとともに、区の指導検査の実施や巡回支援指導により、保育所の状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行い、保育の質の確保に努めます。</p>
16	<p>パブリックコメントを蔑ろにし、短期間で公立保育園の民営化を推し進めるような、魅力のない区政では区民は見限って出ていくと思う。今回の民営化の件で区は当事者意識に欠けていると感じた。</p> <p>将来の納税者になる子どもたちを考え、子どもにしっかりと目を向けるとともに、区民に寄り添いながら進める政策を希望する。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を定めたものです。</p> <p>公立保育園の民営化につきましては、引き続き、保護者への情報提供を行うとともに、説明と協議を十分に行い、ご理解を得る努力を続けてまいります。</p>
17	<p>民営化対象園を選定する基準の7つの視点の一つの「育ちのエリア」が検討中であり、選定基準が欠けている中で民営化園を選定してしまうことに理解ができない。</p> <p>在園児に影響がある民営化計画は説得に時間がかかる。なぜ説得に時間がかかる計画にするのか。</p> <p>区民がこれ以上転出しないで良いような計画を望む。</p>	<p>今後も、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、子どもや家庭の状況に応じ、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくりに努めています。</p>

いたばし子ども未来応援宣言 2025
「子ども・子育て支援事業計画」編 第2期

概要版

令和2年1月
板 橋 区

1 計画策定の趣旨

板橋区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」）は、平成24（2012）年8月に制定された子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく法定計画として、板橋区子ども・子育て会議の議論を経て、平成27（2015）年3月に策定しました。

このたび、第1期事業計画の終期に伴い、令和2（2020）年度を始期とする第2期事業計画を策定し、誰もが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童を解消するとともに、質の高い教育・保育を実践していきます。また、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の子育て環境を整えるとともに、令和4（2022）年度中の開設を予定している（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター※を中心とした、子育ての切れ目のない支援を推進する体制づくりを進めています。

2 計画期間・計画の位置づけ

第2期事業計画は、支援法第61条の規定により令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として策定します。

また、事業計画は、支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めています。

いたばし子ども未来応援宣言 2025 の計画期間

いたばし子ども未来応援宣言 2025	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
	第1編 次世代育成推進行動計画 実施計画2018(第1期)			第1編 次世代育成推進行動計画 実施計画2021(第2期)			第1編 次世代育成推進行動計画 実施計画(第3期)				
第2編 板橋区子ども・子育て支援事業計画(第1期) ※平成28(2016)年度に中間期の見直しを実施			第2編 板橋区子ども・子育て支援事業計画(第2期)								

※（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター

東京都の児童相談所業務と区の身近な子育て支援業務を併合・発展させることで、権限と責任の所在を一元化し、従来の児童相談業務にはなかった早期からの一貫した支援や、迅速性を実現します。

また、住民生活との近さや、関係機関との緊密な連携、地域資源の活用など、基礎的自治体である区の強みを生かした支援体制を構築していきます。

（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター

○総合相談機能 ○専門相談・援助機能 ○一時保護所機能

○子育て支援サービス機能 ○地域子育て支援機能

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

- ・基礎的自治体である区が児童相談所を設置する効果を活かします。
- ・専門職員がひとつの建物に集まる効果を活かします。
- ・地域の力を活かします。

3 基本理念・応援宣言

子育てについての第一義的な責任は、父母、その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた基本理念、「SDGs^{*}」と「地域共生社会^{**}」の理念を踏まえた応援宣言のもと、子ども・子育て施策を推進していきます。

基本理念

いたばしで未来のおとなが育っています
～みんなの力で 人づくり・まちづくり～

応援宣言

誰一人取り残さず、未来を担う
すべての子ども・子育て家庭を応援します

4 基本目標

地域のニーズを踏まえながら、幼児期における質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、第1期事業計画の基本目標を継承し、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

① 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善

待機児童の解消に向け、高まる保育需要を踏まえた保育施設の整備、幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の充実を図ります。

② 安心して子育てができる体制づくり

安心して子どもが産み育てることができるよう、身近で気軽に相談できる体制、また、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実を図ります。

③ 子育て中の保護者の様々な状況に応じた支援

一時預かり、延長保育や病児・病後児保育等の多様なニーズに対応し、サービスの充実を図ります。

^{*}SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「貧困の撲滅」と「持続可能な経済・社会・環境実現」等を目的に、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められています。

^{**}地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

5 幼児期の教育・保育施設

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

◆認定区分

区分	対象	該当する施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園・地域型保育事業

◆目標事業量

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	5,552	5,451	5,344	5,320	5,339
目標事業量(B)	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192
過不足(B-A)	640	741	848	872	853

幼稚園の入園者数は減少傾向となり、今後、目標事業量との差が拡大していくことが想定されます。保育需要の高まりや幼児教育・保育の無償化が開始された中で、保護者が子どもの特性によって、適切な幼児教育・保育を選択できるよう、私立幼稚園と協働し、保育ニーズにも応えていく必要があります。私立幼稚園と連携し、長時間預かり保育の拡大を図っていく等、幼児教育をさらに推進していきます。

(2) 2号認定（保育園・認定こども園）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	6,940	7,121	7,071	7,111	7,168
目標事業量(B)	7,444	7,626	7,686	7,752	7,818
過不足(B-A)	504	505	615	641	650

現在、3歳児の利用申込において、待機児童が生じています。幼児教育・保育の無償化の制度開始により、保育ニーズの変化も想定されます。この状況を受け、特定地域型保育事業を卒園した子どもの保護者の不安を取り除くため、卒園後の受け入れ先となる連携施設の確保や三季（春、夏、冬）休業日を含めた幼稚園の一時預かりの拡大等による、受け入れ態勢を確保するよう私立幼稚園と連携するよう努めていきます。

(3) 3号認定（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

単位：人

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳								
量の見込み(A)	1,214	5,036	1,243	5,138	1,229	5,185	1,218	5,142	1,225	5,072
目標事業量(B)	1,356	5,162	1,395	5,261	1,410	5,301	1,413	5,347	1,413	5,381
過不足(B-A)	142	126	152	123	181	116	195	205	188	309

保育ニーズの変化の影響により、現在も待機児童の解消には至っていません。

令和2（2020）年度末までに待機児童を解消するため、3号認定の人口動向や歳児別の保育ニーズの動向をきめ細かく把握しながら、今後も民間保育所の整備に取り組んでいきます。

6 地域子ども・子育て支援事業

支援法第59条に定める地域子ども・子育て支援事業について、今後の方針を記載します。

事業名		今後の方針
1	利用者支援事業	相談業務の一層の充実や「いたばし版ネウボラ」を拡充・強化し、利用者支援事業の充実を図ります。
2	延長保育事業	延長保育事業へのニーズは引き続き多く見られるため、利用状況の実態を踏まえながら、実施施設を増やし延長保育の利用機会を拡大していきます。
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実績を踏まえ、生活保護世帯を対象とした補足給付を継続していきます。
4	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	新規開設した特定教育・保育施設が保育の質を保つため、安定的・継続的に事業を運営できるよう、巡回支援指導や地域施設同士での連携や繋がりが持てるよう案内や支援を行っていきます。
5	放課後児童健全育成事業 (あいキッズ)	登録者が増加傾向であるため、活動拠点の確保に努めています。
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ・乳児ショートステイ)	極力ニーズに沿えるよう、利用希望者の事情に応じて、類似事業の紹介などを行っていきます。
7	乳児家庭全戸訪問事業	高い面会率を確保し、子育てに関する情報提供、育児の相談助言を行っていきます。
8	養育支援訪問事業	「妊婦面接」との連携を強化し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行うことで育児負担を軽減し、虐待の未然防止を図っていきます。
9	地域子育て支援拠点事業 (子育て応援児童館 CAP'S・森のサロン)	利用者数の増加に努めるとともに、エール実施館及びほっとプログラム実施館が5館ずつとなったため、相談強化に努めています。
10	一時預かり事業	各地域の需要動向、保護者の育児ニーズ等の変化を把握し、事業のあり方の検討を行い、育児負担の軽減に努めています。
11	病児保育事業	育児と仕事の両立支援に寄与できるよう、アンマッチの解消、登録・予約方法の検証を行う等、P D C Aサイクルの視点に立ち、引き続き事業を実施していきます。
12	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	利用者ニーズを把握し、ニーズに沿った事業を実施していきます。
13	妊婦健康診査	妊婦・出産ナビゲーション事業の実施による当事業の周知の強化と、円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園における一時預かり事業及び認定こども園への移行の推進

私立幼稚園での長時間・通年預かり保育や認定こども園への移行は、待機児童の多い地域では保育定員の拡大につながることから、待機児童対策として効果が期待できると考えられます。

今後、待機児童の状況を見きわめながら、私立幼稚園における一時預かり事業の拡充に取り組むとともに、認定こども園への移行に向けた必要な支援を図っていくことで、区の待機児童対策を推進していきます。

(2) 地域の保育施設間のネットワークの構築

令和3(2021)年度を目指して設置を検討している「育ちのエリア」における保育施設間のネットワークを基盤として、小学校への円滑な接続、ネットワーク内での情報や保育ノウハウの共有及び支援体制を構築し、地域全体として、子育て支援の充実による地域の子育て力の向上や保育内容を充実させていきます。

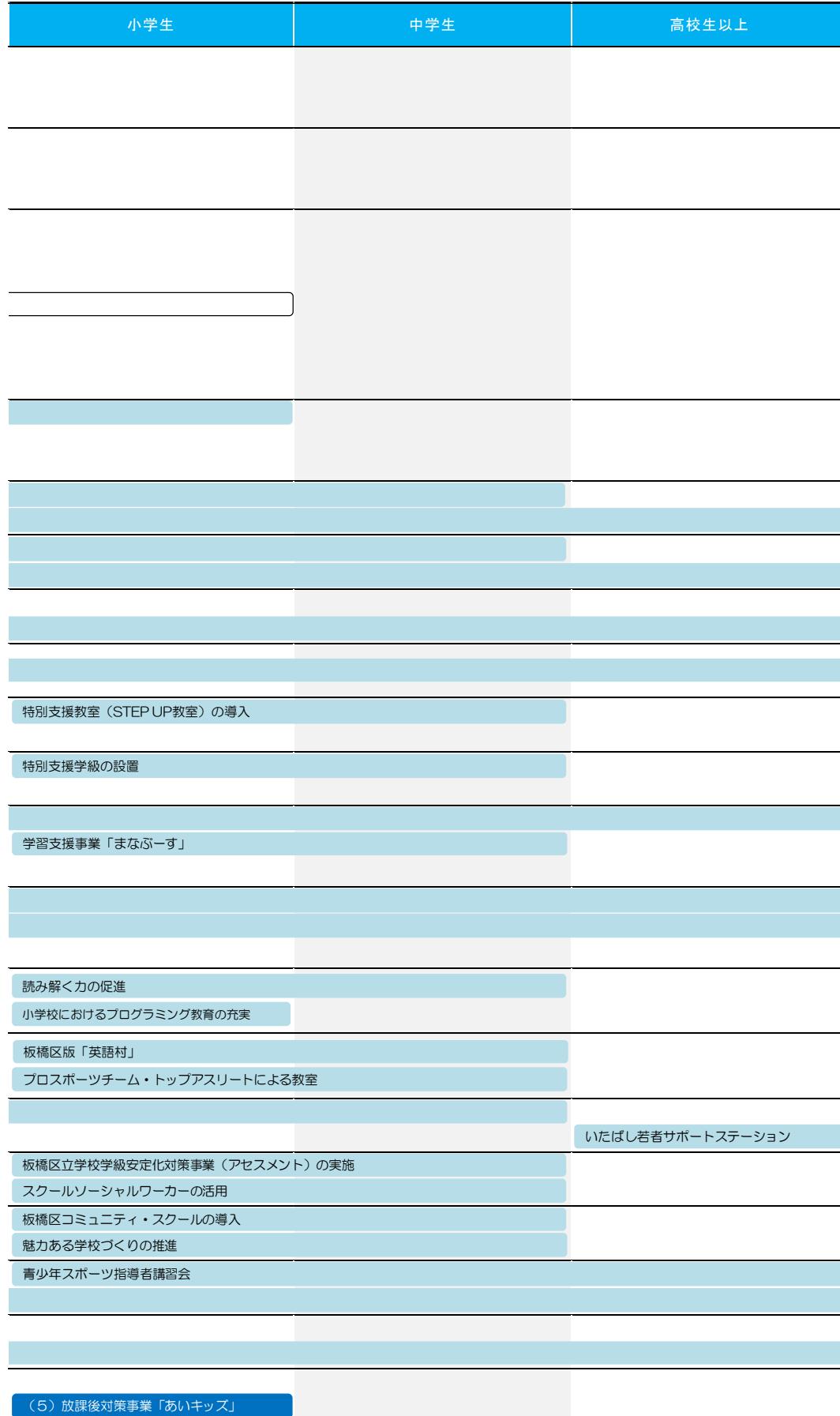
8 ライフステージ別マトリクス図

ライフステージに関連する、実施計画 2021 における重点事業（39 事業）及び事業計画における地域子ども※区民ニーズ変化に伴う新たな課題や社会情勢の変化など、見直しの必要性が生じた場合は、的確かつ柔

基本目標	施策の方向性	施策	ライフステージ	
			0～2 歳	3～5 歳
I 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	I－1 妊娠・出産・子育ての切れ目 のない支援を推進します	(1) 妊娠・出産の支援の充実	(7) 乳児家庭全戸訪問事業 (13) 妊婦健康診査 (1) 妊婦・出産ナビゲーション事業	
		(2) 子育て支援の充実	(1) いたばし子育てNAVⅠの充実 (9) 子育て相談エール (1) 区立保育園での子育て相談	
	I－2 誰もが希望する幼児教育と 保育を受けることができる ように支援します	(1) 教育・保育事業の推進	保育施設の整備 (2) 延長保育 (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (6) 子育て短期支援事業 (10) 一時預かり事業 (11) 病児保育事業 (12) 子育て援助活動支援事業	
		(2) 教育・保育の質の向上	幼稚園・保育園・小学校連携研修 保育施設指導検査 (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	
		(1) 小児医療環境の充実	小児初期救急平日夜間診療 休日医科診療（内科・小児科）	
		(2) こころと体の健康づくりの推進	出張歯みがき指導 予防接種	
II 子ども の健 康と い安 全が ばし	II－1 子どもの命と健康を守ります	(1) 交通安全・事故防止・災害対策	げんきっ子トラフィックスクール	
		(2) 犯罪等の被害の防止	公園のユニバーサルデザイン化	
	II－2 子どもが安心・安全に暮ら せるように取り組みます	(1) ひとり親家庭・生活困窮者家庭等 への支援の充実	板橋セーフティー・ネットワーク	
		(2) 貧困や虐待から子どもを 守ります	(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの整備 虐待防止支援訪問事業 (8) 養育支援訪問事業	
III 育 す べ ま で ち の 子 い た ば し 健 や か に	III－1 特に配慮が必要な子どもの 健やかな成長を支援します	(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の 充実	(9) ほっとプログラム	
		(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを 支える環境の整備	要支援児保育巡回指導	
	III－2 貧困や虐待から子どもを 守ります	(1) ひとり親家庭自立支援給付金		
		(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・ 早期対応	(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの整備 虐待防止支援訪問事業 (8) 養育支援訪問事業	
IV 育 成 か な 人 間 性 と い 生 き る 力 を	IV－1 これからの中社会を生き抜く力 を養成します	(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力 ・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成		
		(2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、 環境・文化・芸術活動やスポーツ等の 推進		
	IV－2 自信をもって大人へと成長 するよう子どもと家庭を 支援します	(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成	生活習慣チェックシートの配布・活用	
		(2) 非行防止、いじめ・不登校への 対応強化		
V 協 力 育 す て ま で み ち な い が た ば し	V－1 子どもが誇りを持てる いたばしをつくります	(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり		
		(2) 子どもの育ちを支える地域づくり	子育て支援員の活動支援	
	V－2 「子育てするなら “いたばし”で」を実現します	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	親の一日常保育体験 いたばしグッドバランス推進企業表彰	
		(2) 子育て世帯にとって魅力ある まちづくり	(9) 児童館乳幼児子育て支援事業	

も・子育て支援事業を施策の方向性ごとに掲載しています。軟に対応し、適宜見直しを行っていきます。

- 実施計画 2021 における重点事業
- 事業計画における地域子ども・子育て支援事業
- 上記 2 事業において、重複している事業





板橋区子ども家庭部子ども政策課 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 TEL03-3579-2471 FAX03-3579-2487 刊行物番号 31-98

いたばし子ども未来応援宣言 2025

「子ども・子育て支援事業計画」編 第2期

令和2年1月

板 橋 区

はじめに



板橋区は、平成 27（2015）年3月に幼児期の教育・保育の総合的な提供と地域における子育て支援の充実を図っていくため、平成 27（2015）年度からの5年間を計画期間とする「板橋区子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。

計画策定から5年が経過した現在、区政や子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確に位置付けられ、家庭の状況を問わず、子どもが乳幼児期から質の高い教育・保育を受けられることの重要性が認識されるようになっています。また、都市化・少子化の進展に加え、共働き世帯が増加するなど、保育ニーズが変化し、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が開始されました。

こうした中、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする「板橋区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定いたしました。この計画では、誰もが安心して希望する幼児教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童を解消するとともに、地域の子育て環境を整え、すべての子どもが健やかに成長できるような取組を推進していくこととしています。

現在、2030年までに包括的で持続可能な社会を構築することをめざした、「誰一人取り残さない」という理念の、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国内外で広がっています。

板橋区としても、国際社会の一員として取り組むべき「SDGs」をしっかりと見据え、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向けた取組を一層強化・推進してまいります。

本計画の着実な推進に向け、今後も皆様のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和2年1月

板橋区長

坂木 健

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨	3
2 計画期間	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の策定体制	5

第2章 板橋区の子ども・子育ての現状

1 板橋区の子ども・子育て家庭を取り巻く環境	9
2 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の検証	11

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・応援宣言	17
2 基本目標	17
3 教育・保育提供区域の設定	18
4 量の見込みの基本的な算出方法	20

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 幼児期の教育・保育施設	23
2 地域子ども・子育て支援事業	30
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保	44

第5章 計画の推進

1 計画の推進	49
2 計画の進捗管理	50

資料編

1 板橋区の子ども・子育て支援施策	53
2 策定経過	58
3 板橋区子ども・子育て会議委員名簿	59
4 板橋区子ども・子育て会議条例	60
5 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	61

第1章



計画の概要

- 1 計画の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の策定体制

1

計画の概要

本計画は質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。板橋区が子育て施策を展開していくうえでの、計画の趣旨・期間、位置づけ、計画の基本的な考え方等を示します。

計画の趣旨

第1期事業計画が令和元（2019）年度末で終了することから、第2期事業計画を策定し、誰もが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童を解消するとともに、質の高い教育・保育を実践していきます。また、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の子育て環境を整えるとともに、令和4（2022）年度中の開設を予定している（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターを中心とした、切れ目のない支援を推進する体制づくりを進めていきます。

計画期間

第2期事業計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として策定します。

なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに中間年にあたる令和4（2022）年度に策定時以降の変化に合わせて、計画の見直しを行っていきます。

計画の位置づけ

事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めています。また、区における他の関連諸計画とも整合・連携を図り策定しています。

計画の策定体制

計画を策定するにあたっては、学識経験者や関係団体の代表者及び公募区民委員で構成する「板橋区子ども・子育て会議」から意見を伺いました。

府内では、区長を本部長とした「板橋区子ども・子育て支援本部」において、計画策定に関し協議を行うとともに、「板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議」を開催し、関係各課と連携を図りました。

1 計画の趣旨

板橋区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」）は、平成24（2012）年8月に制定された子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく法定計画として、板橋区子ども・子育て会議の議論を経て、平成27（2015）年3月に策定しました。また、翌年度の平成28（2016）年2月には、広範な分野にわたる次世代育成支援対策を集中的・計画的に推進するため、事業計画を包含した新たな「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言2025」（以下「子ども未来応援宣言2025」）を策定しました。

事業計画については、支援法第61条の規定により5年間を計画期間とすることが定められており、策定当初は中間期の平成29（2017）年度に見直す予定でした。しかし、平成28（2016）年度に実施した実績調査の結果、計画値と実績値に大きな乖離が見られる事業が明らかになったことや、就学前人口（0歳から5歳）が事業計画に記載している推計値以上に増加していることを踏まえ、中間期の見直しを1年前倒しして実施しました。

このたび、第1期事業計画の終期に伴い、令和2（2020）年度を始期とする第2期事業計画を策定し、誰もが安心して教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童を解消するとともに、質の高い教育・保育を実践していきます。また、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の子育て環境を整えるとともに、令和4（2022）年度中の開設を予定している（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター（P45参照）を中心とした、切れ目のない支援を推進する体制づくりを進めています。

2 計画期間

第2期事業計画は、支援法第61条の規定により令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として策定します。（図表1）

なお、各施策の進捗状況について年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる令和4（2022）年度に、策定時以降の変化に合わせて計画の見直しを行っていきます。

図表1 いたばし子ども未来応援宣言2025の計画期間

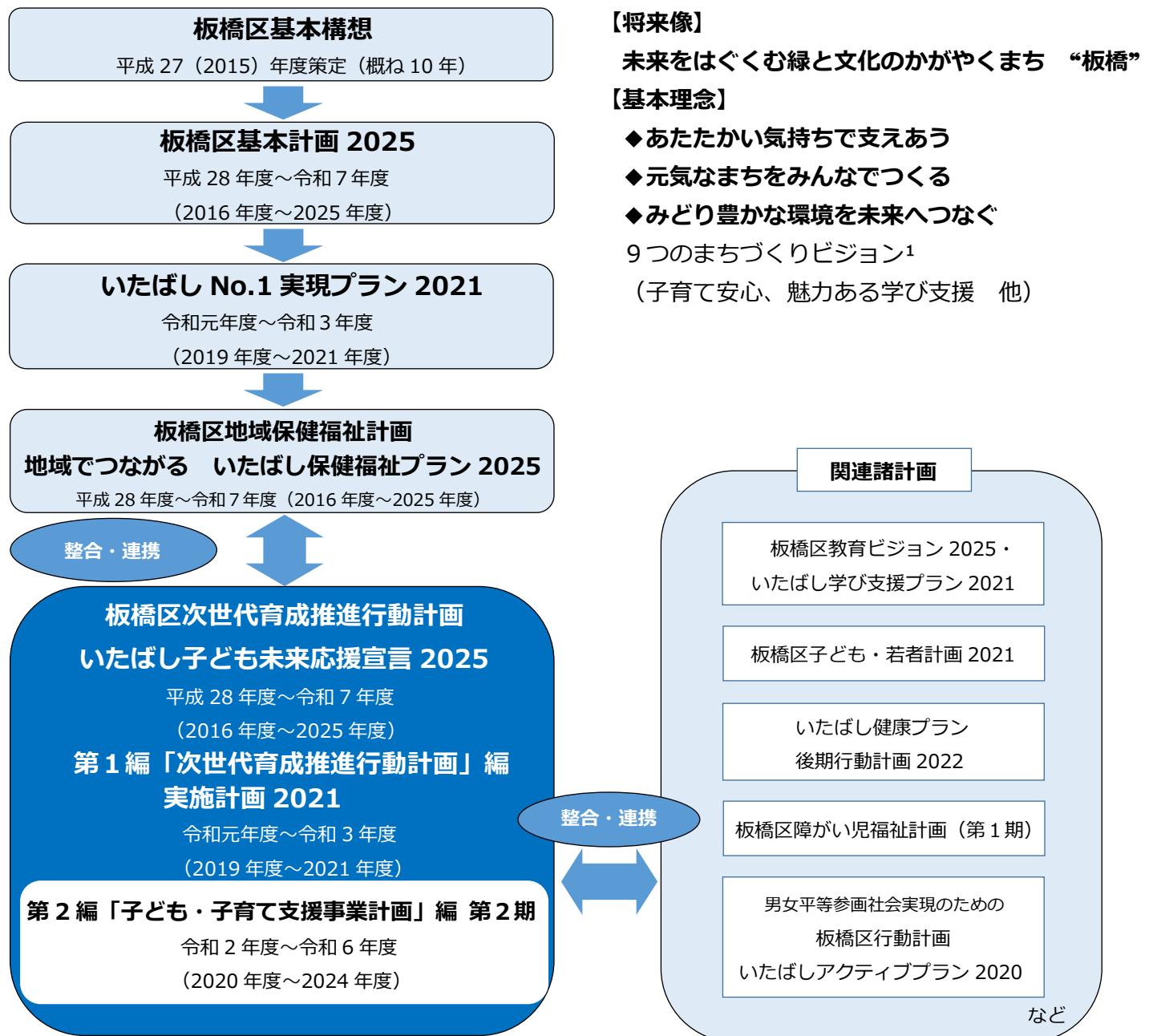
いたばし子ども未来応援宣言 2025	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
		第1編 次世代育成推進行動計画 実施計画2018（第1期）				第1編 次世代育成推進行動計画 実施計画2021（第2期）				第1編 次世代育成推進行動計画 実施計画（第3期）		
	第2編 板橋区子ども・子育て支援事業計画（第1期） ※平成28（2016）年度に中間期の見直しを実施						第2編 板橋区子ども・子育て支援事業計画（第2期）					

3 計画の位置づけ

事業計画は、支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及び実施時期や業務の円滑な実施に関する内容を定めています。また、区における他の関連諸計画とも整合・連携を図り策定しています。(図表 2)

なお、本計画は支援法で求められている事項についてのみの計画であり、それらを含めた子育て施策については、平成 31 (2019) 年 2 月に策定した第 1 編の「次世代育成推進行動計画」編 実施計画 2021 (以下、「実施計画 2021」) において計画化しています。

図表 2 関連する主な計画



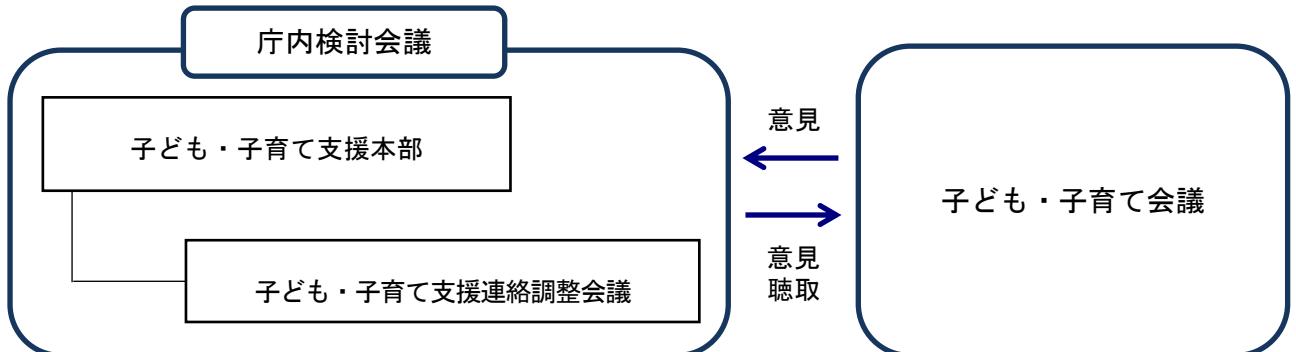
①子育て分野：「子育て安心」ビジョン ②教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン ③福祉・介護分野：「安心の福祉・介護」ビジョン ④健康分野：「豊かな健康長寿社会」ビジョン ⑤文化・スポーツ分野：「心躍るスポーツ・文化」ビジョン ⑥産業分野：「光輝く板橋ブランド・産業活力」ビジョン ⑦環境分野：「緑と環境共生」ビジョン ⑧防災・危機管理分野：「万全な備えの安心・安全」ビジョン ⑨都市づくり分野：「快適で魅力あるまち」ビジョン

4 計画の策定体制

計画の実施状況を点検・評価するとともに、これを踏まえた新たな計画策定に向けた留意点について、学識経験者や関係団体の代表者及び公募区民委員で構成する「板橋区子ども・子育て会議」から意見を伺いました。

庁内にあっては、区長を本部長とし部長級職員で構成する「板橋区子ども・子育て支援本部」において、計画策定に関し協議を行うとともに、関係部署の課長級職員で構成する「板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議」を開催し、関係各課と連携を図りました。
(図表3)

図表3 策定体制



第2章



板橋区の子ども・子育ての現状

- 1 板橋区の子ども・子育て家庭を取り巻く環境
- 2 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の検証

2

板橋区の子ども・子育ての現状

統計データをもとに、板橋区における少子化の進行や就学前人口の推移を分析していきます。また、第2期事業計画の策定にあたり、第1期事業計画の検証を行います。

板橋区の子ども・子育て 家庭を取り巻く環境

板橋区の合計特殊出生率は、全国及び東京都の平均水準を下回っています。また、平成29（2017）年度までは他自治体からの転入等により就学前人口は増加傾向にありましたが、近年はわずかながら減少傾向にあります。

子ども・子育て支援 事業計画（第1期） の検証

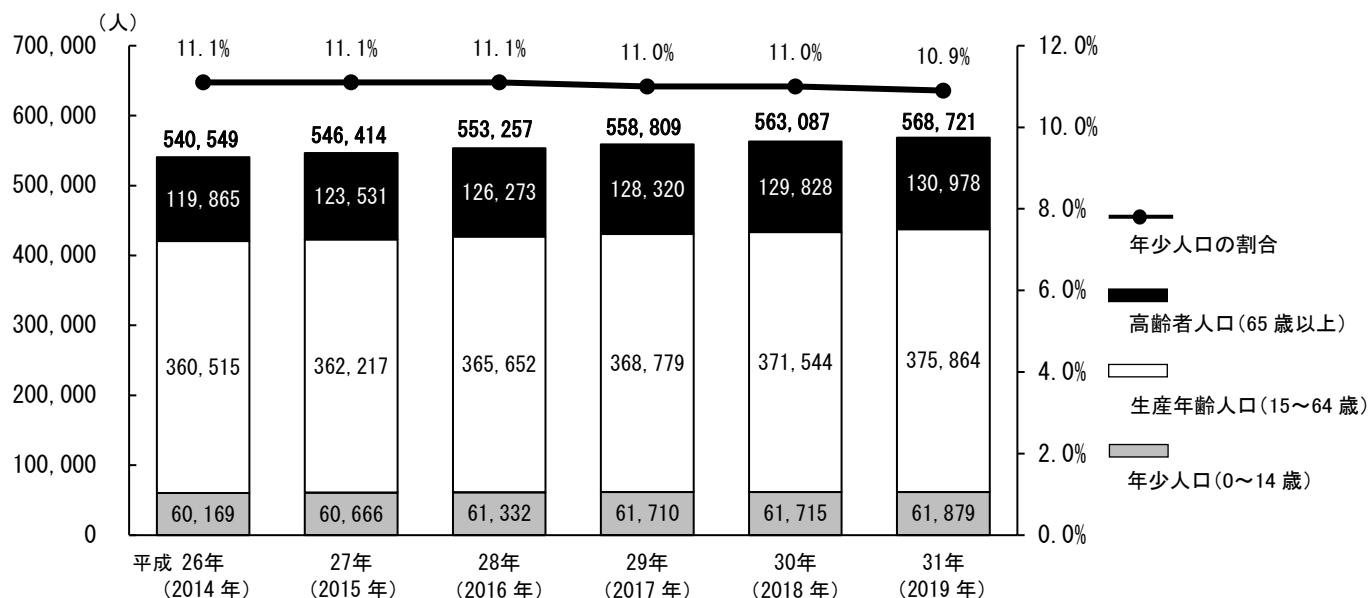
第1期事業計画は、概ね計画どおりに進捗しましたが、利用者のニーズ変化により、待機児童は依然として解消されていません。引き続き、状況に合わせた適切な施設整備やニーズに応えられる良質なサービスの充実を推進していく必要があります。

1 板橋区の子ども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 年齢3区分別人口の推移と年少人口の割合

区の年少人口は増加傾向となっていますが、総人口に占める割合は低下傾向にあり、平成31（2019）年4月には10.9%となっています。（図表4）

図表4 総人口の推移

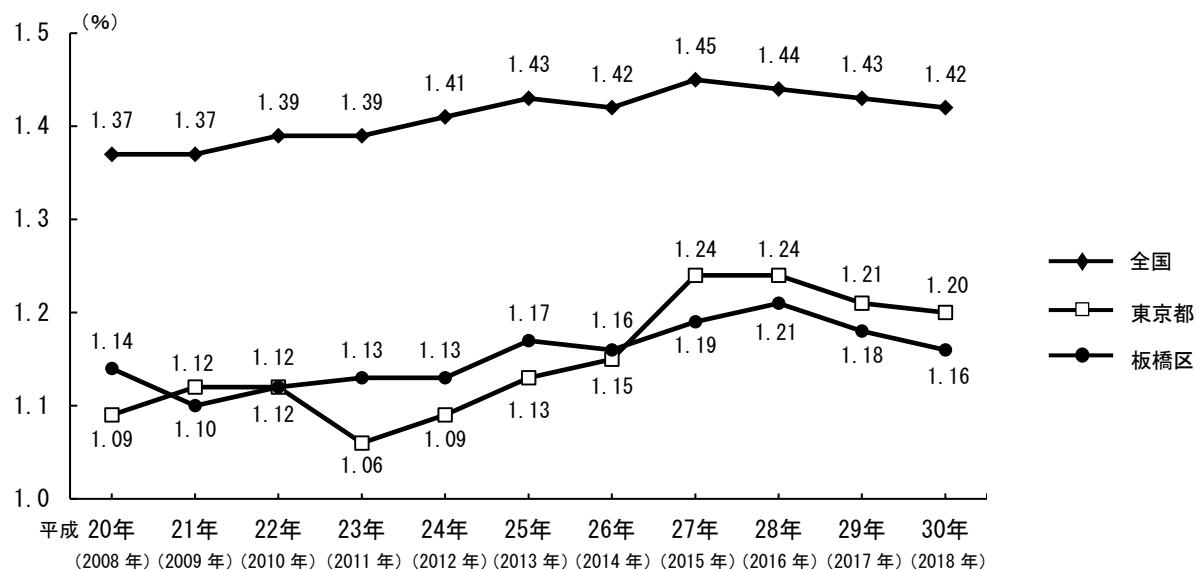


資料：住民基本台帳各年4月1日

(2) 合計特殊出生率の推移

東京都の合計特殊出生率²は全国の水準を下回って推移しています。板橋区においては、ほぼ横ばいで推移していますが、ここ数年東京都の水準を下回っています。（図表5）

図表5 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

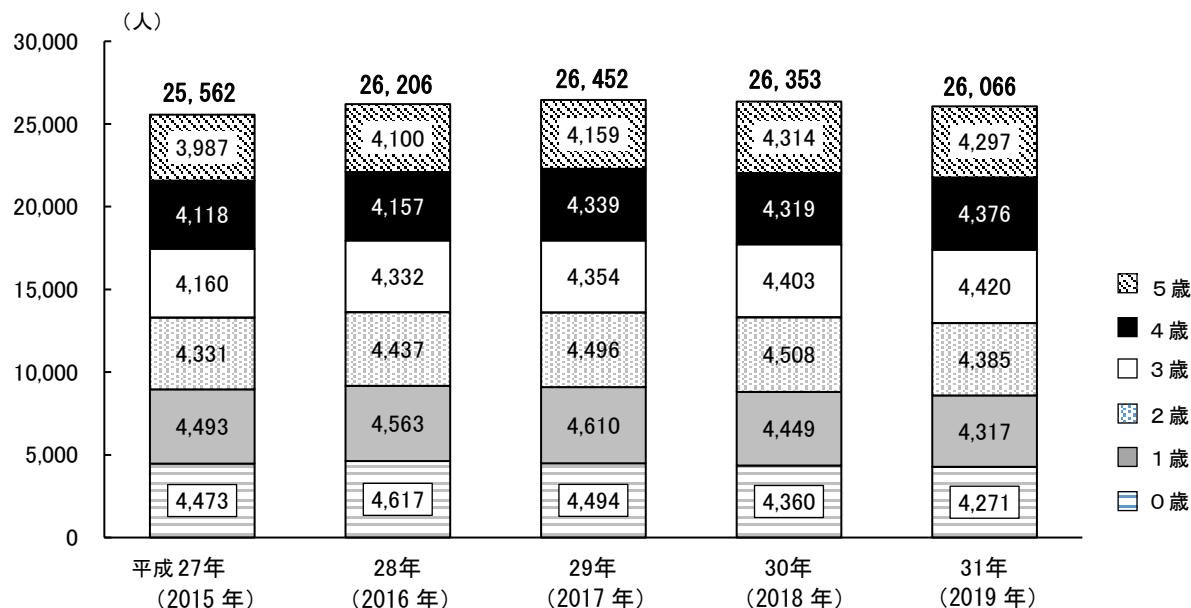
²合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(3) 就学前人口の年齢別推移

区の就学前人口の推移をみると、平成 29（2017）年までは増加傾向にありましたが、平成 31（2019）年4月には、やや減少し 26,066 人となっています。（図表 6）

図表 6 就学前人口の年齢別推移

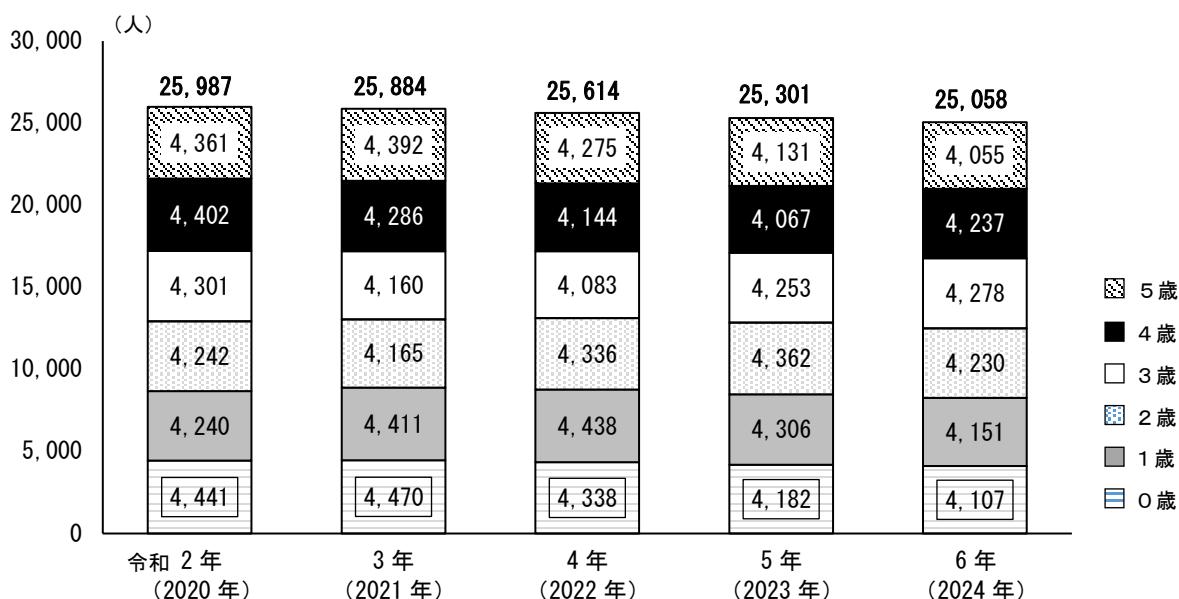


資料：住民基本台帳各年4月1日

(4) 就学前人口の年齢別推計

第2期事業計画を策定するにあたり推計した就学前人口では、計画期間中においては減少傾向となり、最終年の令和 6（2024）年には 25,058 人になると推測しています。（図表 7）

図表 7 就学前人口の年齢別推計



※平成 31 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口を基準に、コーホート変化率法の手法を用いて推計しました。

また、0歳児人口は 15 歳から 49 歳までの女性人口の推計値に子ども女性比（15 歳から 49 歳までの女性人口に対する 0～5 歳の子ども人口比）を乗じて算出しています。

なお、コーホート変化率法とは実績値と各年齢が 1 歳増になる時の増減率平均値から算出する方法です。

2 子ども・子育て支援事業計画（第1期）の検証

第1期事業計画においては、下記に示す事業（図表8）について実績を調査し、分析及び評価を行いました。（図表9）

事業は概ね計画どおり進捗しましたが、「教育・保育施設、地域型保育事業」については、保育ニーズが増加している背景から、待機児童は依然として解消されていない状況です。引き続き、状況に合わせた適切な施設整備やニーズに応えられる良質なサービスの充実を進めていく必要があります。

図表8 事業計画の記載事業

幼児期の教育・保育施設	
(1) 1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む） （幼稚園・認定こども園）	
(2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い方を除く） （保育園・認定こども園）	
(3) 3号認定 （保育園・認定こども園・地域型保育事業）	
地域子ども・子育て支援事業	
(1) 利用者支援事業	
(2) 延長保育事業	
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	
(5) 放課後児童健全育成事業	
(6) 子育て短期支援事業	
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	
(8) 養育支援訪問事業	
(9) 地域子育て支援拠点事業	
(10) 一時預かり事業	
(11) 病児保育事業	
(12) 子育て援助活動支援事業	
(13) 妊婦健康診査	

図表9 事業計画の記載事業における実績に対する評価

1 幼児期の教育・保育施設	
区分	実績に対する評価
(1) 1号認定 (幼稚園・認定こども園)	<p>一部の地域では、供給実績（当該地域内にある園の定員数）に比べて需要実績（当該地域内にある園への入所者数。区外児含む。）が上回りました。理由として、近年、大規模マンションが多数分譲されて、子育て世帯の転入が集中していることが考えられます。</p> <p>私立幼稚園は、園バス等により地域外からの入園を可としている場合もあり、区全体として需要には十分応えている状態です。</p>
(2) 2号認定 (保育園・認定こども園)	<p>全体的な実績が計画値を上回りました。理由として、3号認定児（0～2歳児）の需要・供給の伸びが引き継がれていることが考えられます。</p> <p>区では、3号認定（0～2歳児）を対象とした小規模保育所の整備を進めていたことで、当該小規模保育所の卒園児につき、2号認定（3～5歳児）の需要への影響が見込まれます。今後も、2号認定の需要動向や、幼稚園の一時預かり事業等の受け入れ体制を注視しながら、必要な定員の確保に努めていく必要があります。</p>
(3) 3号認定 (保育園・認定こども園・ 地域型保育事業)	<p>以前は供給実績が需要実績を下回っていましたが、平成31（2019）年4月1日現在の実績は、供給実績が需要実績を上回りました。理由として、新規園の整備が進んでいることや区の乳幼児数の減少が挙げられます。</p> <p>しかし、現在も待機児童の解消に至っていないのは、希望園のアンマッチ等が考えられます。</p>
2 地域子ども・子育て支援事業	
事業名	実績に対する評価
(1) 利用者支援事業	<p>【いたばし子育てNAVIGATION事業】 区役所に専門相談員を配置して、施設の利用支援を中心に子育てに関する相談を実施しました。主に10月から3月の入園に関する相談が最も多く寄せられました。相談件数も増加しており、保護者への子育て支援に寄与しました。</p> <p>【区立保育園全園での子育て相談】 親子が継続的に利用できる身近な施設である区立保育園を活用した相談窓口を設置し、子育てに悩む保護者の育児相談及び離乳食をはじめとする子どもの食事に関する相談等に応じました。</p> <p>【妊婦・出産ナビゲーション事業】 すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施しました。面接率は8割を維持していますが、今後の更なる面接率の向上を図るとともに、要支援者の把握に努めしていく必要があります。</p>
(2) 延長保育事業	各地域の需要動向や保護者ニーズを踏まえながら、区立・私立保育園とともに、延長保育の整備を進めていることもあります。保育が困難な保護者への支援に寄与しました。
(3) 実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況を勘案して、申請があったものすべてについて対応しました。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	新たに開設予定の保育園・小規模保育園に対して事業を実施し、区における保育事業の理念、理論、手法等の研修を実施しました。近年は全体研修ではなく、個別に対応しています。今後は、新設の特定教育・保育施設が、保育の質を保つために工夫をしながら事業を実施していく必要があります。
(5) 放課後児童健全育成事業(あいキッズ)	平成27(2015)年度に区立小学校全校で開始、対象学年を6年生までに拡大し、平成28(2016)年度には土曜日運営を開始しました。近年は小学校の在籍児童の増に伴い、あいキッズ登録児童も増加しており、活動拠点の確保に努めていく必要があります。
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・乳児ショートステイ)	一時的に子どもを養育することができない家庭にとって、施設において養育を行うことは有効な支援となっています。また、平成28(2016)年度から乳児ショートステイを開始し、利用者も増加傾向にあり、有効な子育て支援となっています。
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	毎年、ほぼ100%に近い面会率を達成していることや、平成28(2016)年度から実施している妊婦面接により要支援者の把握が早期に可能となるなど、事業が安心して子どもを産み育てる環境の充実に寄与しました。
(8) 養育支援訪問事業	(7)「乳児家庭全戸訪問事業」との連携を図り、出生前後の早期に把握した要支援家庭の状況に応じた支援を行いました。今後も虐待の未然防止を図るため、妊婦面接との連携を強化していく必要があります。
(9) 地域子育て支援拠点事業(子育て応援児童館CAP'S・森のサロン)	平成28(2016)年度から、すべての児童館(26館)に「すぐすぐサロン」を設置し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を充実させています。また、相談機能を強化するため、専任の相談員を配置した「子育て相談エール」、発達が気になる乳幼児親子の支援を目的とした「ほっとサロン」を各5館、計10館で実施し、新たな子育て支援の充実を図りました。
(10) -① 一時預かり事業 (幼稚園の一時預かり)	需要が増えてきている中、通年で一時預かりを実施する園の増加が見られる一方、一部の地域で供給量が不足している地域も見受けられました。区全体としては需要に応えていますが、各地域の需要動向、保護者の育児ニーズ等を把握し、事業のあり方の検討を行い、育児負担の軽減に努めていく必要があります。
(10) -② 一時預かり事業 (幼稚園以外の一時預かり)	【保育園一時預かり】 利用件数が多い状況ですが、各地域とも需要動向を踏まえて適切に実施しました。 【ファミリー・サポート・センター事業(未就学分)、トワイライトステイ事業】 一部アンマッチがあるものの、区全体としては需要に応えている状況であり、一時的に子どもをみることができない子育て世帯にとって、保護者の負担軽減を図るなど、有効な子育て支援を実施しました。
(11) 病児保育事業	身近な地域に施設を配置することにより利便性を高めるため、概ね5地域に1か所ずつ当該施設を配置し、保護者の需要には応えている状況です。今後は、アンマッチ件数の精査等を踏まえながら事業の検討を行っていく必要があります。
(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	仕事等で子どもを養育することができない保護者にとって地域の援助会員による一時的な保育サービスは有効な子育て支援となっています。 また、平成29(2017)年度には利用対象年齢を12歳までに拡充し子育て世帯の負担軽減を図りました。
(13) 妊婦健康診査	母子健康手帳と同時に配布する案内チラシだけでなく、妊婦面接で早期から健康診査の受診を促すことにより、母体や胎児の健康管理と妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減に寄与しました。

第3章



計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・応援宣言
- 2 基本目標
- 3 教育・保育提供区域の設定
- 4 量の見込みの基本的な算出方法

3 計画の基本的な考え方

子育てを支えるすべての施策は、子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。その子育てを、家庭、地域、行政等が一緒になって「みんな」で支えていく、その理念は継続していく必要があります。

前章で明らかになった傾向を踏まえ、基本理念と応援宣言をもとに区の子育て施策を推進していきます。

基本理念・応援宣言

子育てについての第一義的な責任は、父母、その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた基本理念と、「SDGs」や「地域共生社会」の理念を踏まえた応援宣言のもと、子ども・子育て施策を推進していきます。

基本目標

区の子ども・子育ての現状や地域のニーズ等を踏まえながら、幼児期における質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、第1期事業計画の基本目標を継承し、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

教育・保育提供区域の設定

子どもと保護者が容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供が受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定します。

量の見込みの基本的な算出方法

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）は、平成30（2018）年度に就学前児童保護者及び小学生児童保護者を対象に実施した、「板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果やこれまでの利用実績等の区の実状に応じて算出しています。その算出方法、ニーズ調査概要を示します。

1 基本理念・応援宣言

基本理念

いたばしで未来のおとなが育っています
～みんなの力で人づくり・まちづくり～

応援宣言

**誰一人取り残さず、未来を担う
すべての子ども・子育て家庭を応援します**

核家族化の進行や就労形態の変化、人ととの結びつきが薄れる中、祖父母や地域住民からの助言・支援等が困難になり、育児への不安や孤立感を感じる人も少なくありません。また、「幼児教育・保育の無償化」の開始、女性就業率の上昇や生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育て・家庭生活のバランスがとれた環境整備が求められています。

「子ども未来応援宣言 2025」では、子育てについての第一義的な責任は、父母、その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、「子どもが自ら育つ」という子どもの主体性を尊重するとともに「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という思いを込めた基本理念と、平成 30（2018）年度に策定した「実施計画 2021」で掲げた「SDGs³」や「地域共生社会⁴」の理念を踏まえた応援宣言のもと、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向けた取り組みを一層強化・推進していきます。

2 基本目標

地域のニーズを踏まえながら、幼児期における質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、第1期事業計画の基本目標を継承し、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

①幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善

待機児童の解消に向け、高まる保育需要を踏まえた保育施設の整備、幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育内容の充実を図ります。

②安心して子育てができる体制づくり

安心して子どもを産み育てることができるよう、身近で気軽に相談できる体制、また、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援の充実を図ります。

③子育て中の保護者の様々な状況に応じた支援

一時預かり、延長保育や病児・病後児保育等の多様なニーズに対応し、サービスの充実を図ります。

3 教育・保育提供区域の設定

事業計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を定めるものとされています。

区の教育・保育提供区域については、教育・保育施設等の待機児童の解消をめざしていくため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できること、また、区の関連する他の計画との整合を図るため、第1期事業計画に引き続き、区内5地域（板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平）に設定します。

現在、区では地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連續性を意識した保育施設間の連携の枠組みとして、「育ちのエリア」の設定を検討しています。今後、「教育・保育提供区域」と「育ちのエリア」との整合が図れるよう検討を進めていきます。

【5地域と18地域センターとの関係】

地 域	管轄の地域センター
板橋地域	板橋・熊野・仲宿・仲町・富士見
常盤台地域	大谷口・常盤台・桜川
志村地域	清水・志村坂上・中台・前野
赤塚地域	下赤塚・成増・徳丸
高島平地域	蓮根・舟渡・高島平

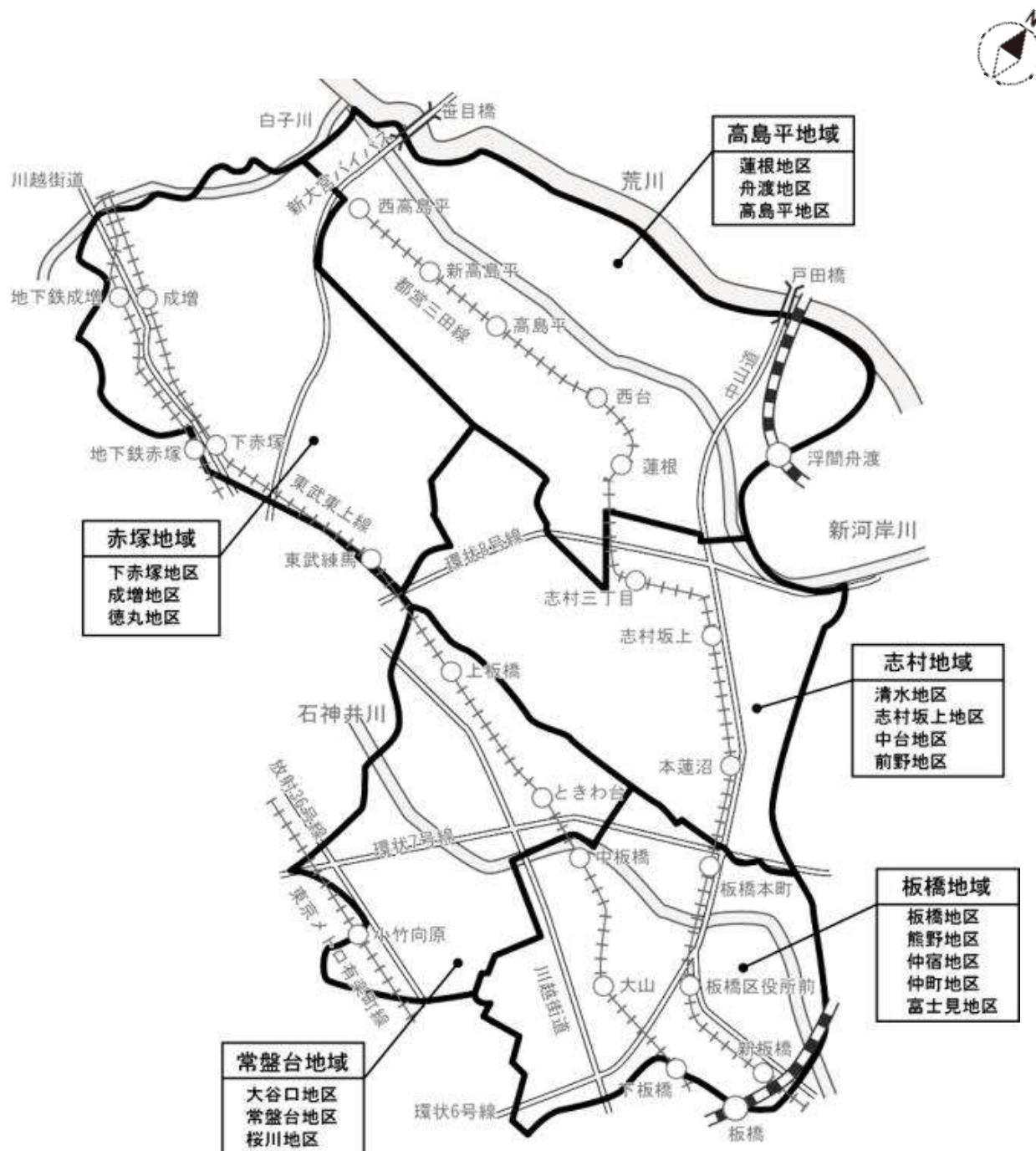
³S D G s (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「貧困の撲滅」と「持続可能な経済・社会・環境実現」等を目的に、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められています。

⁴地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

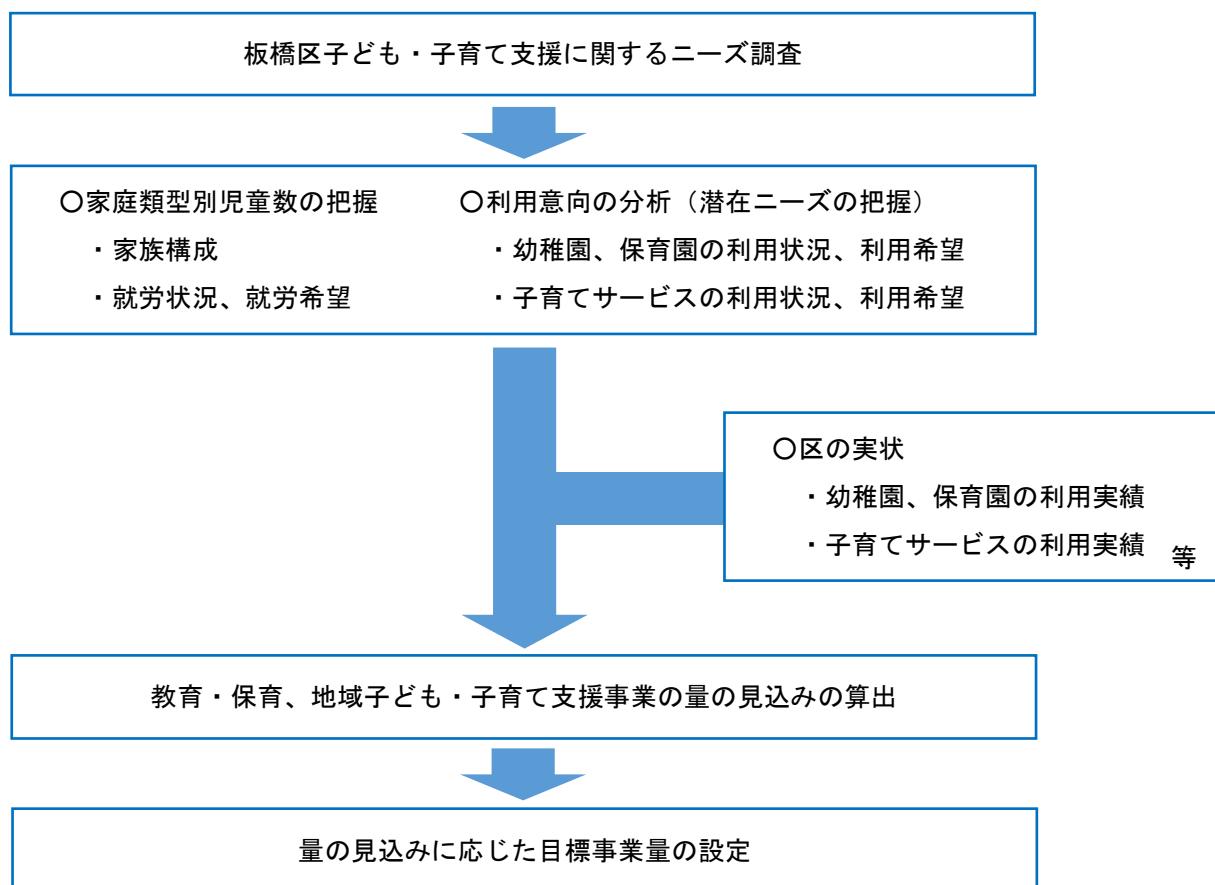
■地域図



4 量の見込みの基本的な算出方法

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）は、平成30（2018）年度に就学前児童保護者及び小学生児童保護者を対象に実施した、「板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、ニーズ調査）」の結果に基づく、国の手引きによる方法や、これまでの利用実績等の区の実状に応じて算出しました。（図表10）

図表10 量の見込み（需要量）の算出イメージ図



図表11 ニーズ調査の実施概要

調査の種類	対象者	回答者	抽出方法	実施方法	配布数	有効回収率
就学前児童	区内在住の就学前児童 (平成24年4月2日～平成30年4月1日生まれ)	保護者	住民基本台帳に基づく無作為抽出法	配付：郵送 回収： 郵送又はWeb	2,000	55.7%
小学生	区内在住の小学生 (平成18年4月2日～平成24年4月1日生まれ)	保護者	住民基本台帳に基づく無作為抽出法	配付：郵送 回収： 郵送又はWeb	1,000	56.0%

調査期間：平成30（2018）年5月1日～5月31日

第4章



子ども・子育て支援事業計画

- 1 幼児期の教育・保育施設
- 2 地域子ども・子育て支援事業
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供
及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

4 子ども・子育て支援事業計画

就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果や就学前人口の推計値、実績数を踏まえて、計画期間における各年度の量の見込みを算出します。

幼児期の教育・保育施設

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに目標事業量を定めます。

地域子ども・子育て支援事業

妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の視点から、一人ひとりに寄り添った子育て支援体制づくりに対する区の今後の方向性を示します。

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

「幼稚園における一時預かり事業及び認定こども園への移行の推進」、「地域の保育施設間のネットワークの構築」について、区の今後の方向性を示します。

1 幼児期の教育・保育施設

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情を考慮し、認定区分ごとに目標事業量を定めます。

認定については、年齢と保育の必要性の有無により、下記の区分で行われ、区分によって利用できる施設・事業が定められています。

【認定区分】

認定区分	対象	該当する施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性」の事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園・地域型保育事業

【教育・保育に関する施設・事業】

区分	施設・事業名	内容
教育・保育施設	幼稚園	小学校就学前の子どもを預かり、幼児教育を行います。また、延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行います。
	保育園	保護者が就労等のため、日中家庭で保育できない子どもの保育を行います。
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細かな保育を行います。
	家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育事業	個別のケア（障がい・疾病等）が必要な場合等に、居宅において1対1の保育を行います。
	事業所内保育事業	企業等が、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行います。

(1) 目標事業量

- ① 1号認定（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方を含む）
 （幼稚園・認定こども園）

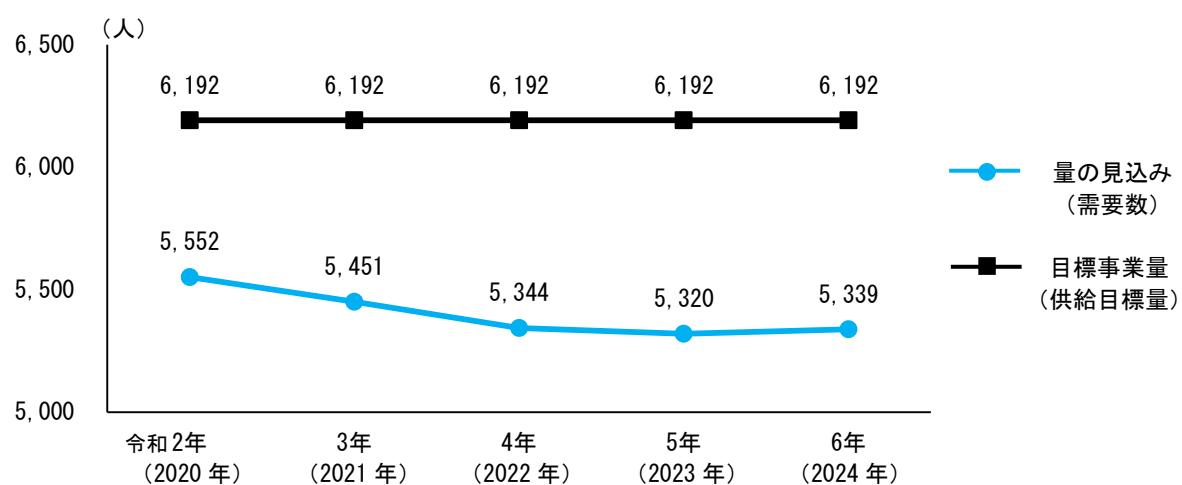
(単位：人)

	元年度 (実績)	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		1号	2号 幼児期 の学校 教育の 利用希 望が強 い	1号	2号 幼児期 の学校 教育の 利用希 望が強 い	1号	2号 幼児期 の学校 教育の 利用希 望が強 い	1号	2号 幼児期 の学校 教育の 利用希 望が強 い	1号	2号 幼児期 の学校 教育の 利用希 望が強 い
量の見込み(需要数) (A)※1		5,793	5,552		5,451		5,344		5,320		5,339
目標事業量 (供給目標量)	特定教育・保育施設※2	2,112	2,031		2,031		2,031		2,031		2,031
	確認を受けない幼稚園※3	4,230	4,161		4,161		4,161		4,161		4,161
	目標事業量の合計(B)	6,342	6,192		6,192		6,192		6,192		6,192
過不足 (B) - (A)		549	640		741		848		872		853

※ 1 … (新制度に移行する園・移行しない園に関わらず) ニーズ調査及び実績から算出した需要数

※ 2 … 新制度に移行する認定こども園及び幼稚園の定員数

※ 3 … 新制度に移行しない幼稚園の定員数



(単位：人)

地域別		元年度 実績	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み (需要数)	5,793	5,552	5,451	5,344	5,320	5,339
	目標事業量 (供給目標量)	6,342	6,192	6,192	6,192	6,192	6,192
板橋地域	量の見込み (需要数)	721	691	691	657	655	682
	目標事業量 (供給目標量)	597	597	597	597	597	597
常盤台地域	量の見込み (需要数)	1,415	1,356	1,348	1,365	1,391	1,405
	目標事業量 (供給目標量)	1,560	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
志村地域	量の見込み (需要数)	823	789	765	741	750	747
	目標事業量 (供給目標量)	903	909	909	909	909	909
赤塚地域	量の見込み (需要数)	1,627	1,559	1,506	1,475	1,433	1,433
	目標事業量 (供給目標量)	2,031	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935
高島平地域	量の見込み (需要数)	1,207	1,157	1,141	1,106	1,091	1,072
	目標事業量 (供給目標量)	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251

○現状・今後の方向性

板橋地域では、量の見込み（需要数）が目標事業量（供給目標量）を上回っていますが、園バス等により地域外からの入園を可としている私立幼稚園もあるため、区全体としては需要に応えられると考えられます。

一方で、幼稚園の入園者数は減少傾向となり、今後、目標事業量（供給目標量）との差が拡大していくことが想定されます。共働き世帯等の増加により、保育需要が高まっており、幼児教育・保育の無償化も開始された中で、保護者が子どもの特性によって、適切な幼児教育・保育を選択できるよう、私立幼稚園と協働し、保育ニーズにも応えていく必要があります。

今後は保育ニーズに対応するため、私立幼稚園と連携し、長時間・通年の預かり保育の拡大を図っていく等、幼児教育をさらに推進していきます。

② 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い方を除く）
 （保育園、認定こども園）

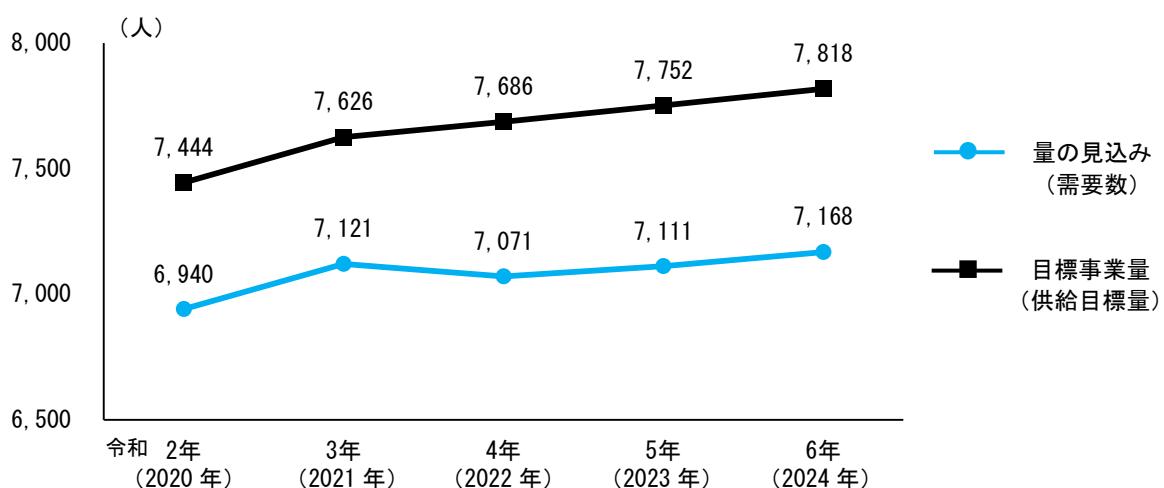
(単位：人)

		元年度 実績	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(需要数) (A) ※1		6,728	6,940	7,121	7,071	7,111	7,168
目標事業量 (供給目標量)	特定教育・保育施設 ※2	7,028	7,323	7,505	7,565	7,631	7,697
	認可外保育施設 ※3	121	121	121	121	121	121
	目標事業量の合計 (B)	7,149	7,444	7,626	7,686	7,752	7,818
過不足 (B) - (A)		421	504	505	615	641	650

※1 …ニーズ調査及び実績から算出した需要数

※2 …認定こども園・保育園の定員数

※3 …認証保育所の定員数（令和元年度と増減がないものと見込んでいる）



(単位：人)

地域別		元年度 実績	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み (需要数)	6,728	6,940	7,121	7,071	7,111	7,168
	目標事業量 (供給目標量)	7,149	7,444	7,626	7,686	7,752	7,818
板橋	量の見込み (需要数)	1,815	1,872	1,930	1,990	2,051	2,115
	目標事業量 (供給目標量)	1,880	2,027	2,057	2,117	2,183	2,216
常盤台	量の見込み (需要数)	880	908	936	948	966	975
	目標事業量 (供給目標量)	898	1,003	1,003	1,003	1,003	1,036
志村	量の見込み (需要数)	1,523	1,571	1,619	1,568	1,585	1,590
	目標事業量 (供給目標量)	1,650	1,657	1,687	1,687	1,687	1,687
赤塚	量の見込み (需要数)	1,145	1,181	1,218	1,192	1,157	1,156
	目標事業量 (供給目標量)	1,222	1,222	1,284	1,284	1,284	1,284
高島平	量の見込み (需要数)	1,365	1,408	1,418	1,373	1,352	1,332
	目標事業量 (供給目標量)	1,499	1,535	1,595	1,595	1,595	1,595

○現状・今後の方向性

2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い方を除く）については、現在、保育園・認定こども園（保育利用分）の定員が、量の見込み（需要量）を上回っています。しかし現在、3歳児の利用申込において、待機児童が生じています。

区では、3号認定（0～2歳児）を対象とした小規模保育所の整備を進めてきたため、今後も小規模保育所の卒園児の2号認定（3～5歳児）の需要への影響が見込まれます。また、共働き世帯等が増加する中、幼児教育・保育の無償化の制度開始により、保育ニーズの変化も想定されます。

この状況を受け、特定地域型保育事業を卒園した子どもの保護者の不安を取り除くため、卒園後の受け入れ先となる連携施設を確保していく必要があります。

加えて、保護者の様々な保育ニーズに対応するため、三季（春、夏、冬）休業日を含めた幼稚園の一時預かりの拡大等による、受け入れ態勢の確保について、私立幼稚園と連携をしていく必要があります。

③ 3号認定

(保育園・認定こども園・地域型保育事業)

(単位：人)

		元年度 実績		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み(需要数) (A)※1		1,175	4,883	1,214	5,036	1,243	5,138	1,229	5,185	1,218	5,142	1,225	5,072
目標事業量 (供給目標量)	特定教育・ 保育施設※2	950	3,788	998	3,926	1,034	4,013	1,046	4,041	1,046	4,075	1,046	4,109
	特定地域型 保育事業※3	232	918	232	918	235	930	238	942	241	954	241	954
	認可外保育 施設※4	126	318	126	318	126	318	126	318	126	318	126	318
	目標事業量の 合計(B)	1,308	5,024	1,356	5,162	1,395	5,261	1,410	5,301	1,413	5,347	1,413	5,381
過不足(B) - (A)		133	141	142	126	152	123	181	116	195	205	188	309

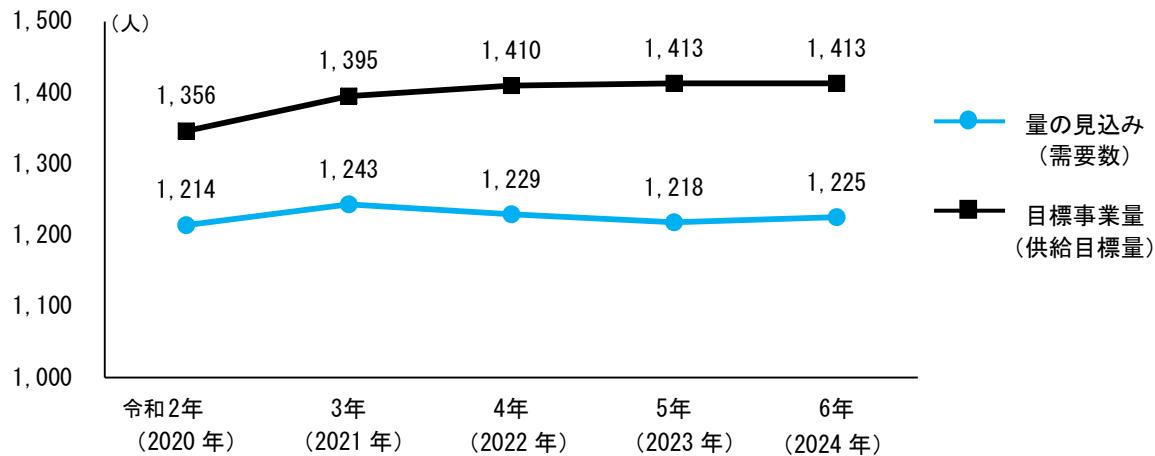
※1 …ニーズ調査及び実績から算出した需要数

※2 …認定こども園・保育園の定員数

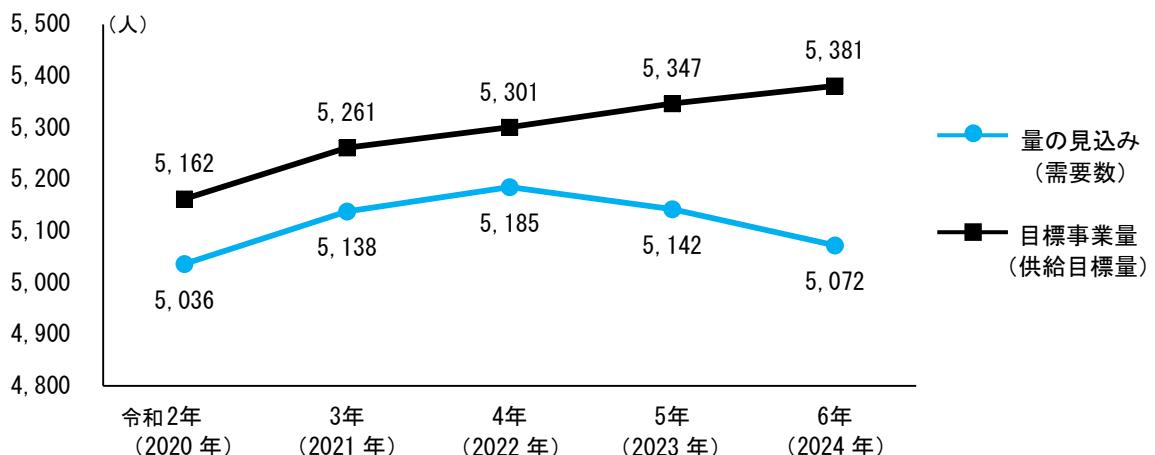
※3 …家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の定員数

※4 …認証保育所の定員数（令和元年度と増減がないものと見込んでいる）

○3号認定（0歳児）



○3号認定（1・2歳児）



地域別		元年度 実績		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
区 全 体	量の見込み (需要数)	1,175	4,883	1,214	5,036	1,243	5,138	1,229	5,185	1,218	5,142	1,225	5,072
	目標事業量 (供給目標量)	1,308	5,024	1,356	5,162	1,395	5,261	1,410	5,301	1,413	5,347	1,413	5,381
板 橋	量の見込み (需要数)	327	1,311	338	1,352	348	1,394	359	1,437	370	1,482	381	1,528
	目標事業量 (供給目標量)	366	1,371	390	1,438	399	1,452	414	1,492	417	1,538	417	1,555
常 盤 台	量の見込み (需要数)	184	665	190	686	196	707	196	704	196	696	202	694
	目標事業量 (供給目標量)	200	676	215	724	215	724	215	724	215	724	215	741
志 村	量の見込み (需要数)	245	1,063	253	1,096	260	1,107	245	1,115	247	1,065	245	1,020
	目標事業量 (供給目標量)	266	1,085	269	1,090	278	1,116	278	1,116	278	1,116	278	1,116
赤 塚	量の見込み (需要数)	221	887	228	915	228	913	223	896	202	887	211	835
	目標事業量 (供給目標量)	218	888	218	888	230	921	230	921	230	921	230	921
高 島 平	量の見込み (需要数)	198	957	205	987	211	1,017	206	1,033	203	1,012	186	995
	目標事業量 (供給目標量)	258	1,004	264	1,022	273	1,048	273	1,048	273	1,048	273	1,048

○現状・今後の方向性

待機児童の解消に向け、第1期事業計画や子育て安心プラン実施計画⁵に基づいた、保育施設の整備などにより、区全体では保育定員（目標事業量）が量の見込み（需要量）を上回っていますが、保育ニーズの変化の影響により待機児童の解消には至っていません。

また、小規模保育所の整備を進めてきましたが、近年では定員の空きが生じるなど、保育ニーズの変化が見られます。

令和2（2020）年度末までに待機児童を解消するため、3号認定（0～2歳児）の人口動向や歳児別の保育ニーズの動向をきめ細かく把握しながら、今後も民間保育所の整備に取り組んでいきます。

⁵子育て安心プラン実施計画

待機児童の解消のための取組を一層強化、推進してくため、国は平成29（2017）年6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和2（2020）年度末の女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

「子育て安心プラン」を推進するための財政支援を希望する市区町村は、令和2（2020）年度末に待機児童がゼロとなる「子育て安心プラン実施計画」を作成することとなっており、板橋区は当計画を作成しています。

2 地域子ども・子育て支援事業

支援法第 59 条に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業の量の見込み（需要数）とそれに対する目標事業量（供給目標量）及び区の今後の方向性について記載します。

対象事業

- (1) 利用者支援事業 ※
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※
- (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業 ※
- (5) 放課後児童健全育成事業 ※
- (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）※
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業 ※
- (8) 養育支援訪問事業 ※
- (9) 地域子育て支援拠点事業 ※
- (10) 一時預かり事業
- (11) 病児保育事業
- (12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学児分）
- (13) 妊婦健康診査 ※

なお、「※」印のある事業については、事業の特性上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

目標事業量（供給目標量）

（1）利用者支援事業

① 事業概要

子ども及びその保護者が、子ども・子育てに関する支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

【いたばし子育てNAV I事業】

(単位:件)

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	目標事業量 (供給目標量)	3,996	区役所に保育専門相談員を配置して、施設の利用支援を中心に関わる相談を充実させます。 (希望するすべての対象者に事業を実施)				

【区立保育園全園での子育て相談】

(単位:件)

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	目標事業量 (供給目標量)	604	「地域子育て支援拠点事業」の相談員等との相談機能の連携強化を通じ、利用者支援事業の充実を図ります。 (希望するすべての対象者に事業を実施)				

【妊婦・出産ナビゲーション事業】

(単位:件)

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	目標事業量 (供給目標量)	4,331	すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。 (すべての対象者に事業を実施)				

○現状・今後の方向性

区立保育園長経験者が保育専門相談員として、施設の利用支援を中心とした子育て相談に通年で対応する「いたばし子育てNAV I事業」を実施しています。また、民間施設内においても、保育マイスターによる入園相談会を実施、区立保育園には保育・子育て一般に関する相談窓口機能を持たせることにより、保護者が相談しやすい環境づくりを図っています。

今後は、委託化等による入園相談事務の省力化を検討し、創出した時間で保護者が必要とする情報収集を拡大することにより、相談業務の一層の充実を図っていきます。

妊婦・出産ナビゲーション事業、産後ケア事業等の母子保健サービスの提供を通じて母子の健康を継続的に見守る子育て世代包括支援センター（母子保健型）機能を充実させるとともに、子育て応援児童館 CAP'S 等との連携を強めるなど「いたばし版ネウボラ⁶」を拡充・強化し、利用者支援事業の充実を図ります。

⁶いたばし版ネウボラ

ネウボラ (Neuvola) とは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する支援制度です。区では、妊娠期から保健師等の専門職が関わり、出産や子育てに関する不安を軽減するとともに、継続した支援が必要な家庭に対して、家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行います。また、児童館、子ども家庭支援センター等関係機関と連携した子育て支援を行います。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、「通常の利用日及び利用時間」以外の日・時間において、認定こども園・認可保育所等で保育を実施する事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

		H30 年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
	目標事業量(供給目標量) (B)	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029	5,029
	過不足 (B) - (A)	0	0	0	0	0	0
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377
	目標事業量(供給目標量)	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377	1,377
常盤台	量の見込み(需要数)	793	793	793	793	793	793
	目標事業量(供給目標量)	793	793	793	793	793	793
志村	量の見込み(需要数)	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204
	目標事業量(供給目標量)	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204
赤塚	量の見込み(需要数)	680	680	680	680	680	680
	目標事業量(供給目標量)	680	680	680	680	680	680
高島平	量の見込み(需要数)	975	975	975	975	975	975
	目標事業量(供給目標量)	975	975	975	975	975	975

○現状・今後の方向性

原則として、保護者の勤務時間が昼間の開所時間を超えていて他に保育する方がいない児童を対象に、一部の区立・私立保育園において延長保育を実施しています。

平成 30（2018）年度の実績がニーズ調査の結果に基づく「国の手引きから算出した量の見込み」を上回っており、今後についても、これを上回る量の見込み（需要量）が想定されるため、令和 6（2024）年度までの量の見込み（需要数）は実績と同じ数値にしています。また、目標事業量（供給目標量）についても、量の見込み（需要量）と同じ数値とっています。

なお、保護者の就労世帯の増加や多様化等による延長保育事業へのニーズは、未実施の施設には引き続き多く見られます。今後、利用状況の実態を踏まえながら、実施施設を増やし延長保育の利用機会を拡大していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものを助成する事業です。

今後も実績を踏まえ、引き続き生活保護世帯を対象とした補足給付を継続していきます。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

待機児童対策として、新規保育施設の整備が進められる中、すべての特定教育・保育施設や特定地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう、保育施設の巡回による支援や助言、研修等を行う事業です。

平成29（2017）年度までは、新たに開設予定の保育園・小規模保育園に対して、区における保育事業の理念、理論、手法等の研修を実施しました。しかし、各園の勤務体制からも現場職員の出席が難しいことも多かったため、平成30（2018）年度から全体研修ではなく、個別対応で実施しました。

今後も、新規開設した特定教育・保育施設が保育の質を保つため、安定的・継続的に事業を運営できるよう、巡回支援指導を実施していくとともに、研修については、個別に区のマニュアルの配付や説明などを積極的に行い、交流を図っていきます。また、地域施設同士での連携やつながりが持てるよう案内や支援を行っていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業

① 事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に安心・安全な居場所を確保し、放課後の体験・交流活動を通じて、健全な育成を図る事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

	H30 年度（実績）		2 年度		3 年度	
	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生
量の見込み (需要数)	4,279	1,266	4,654	1,416	4,717	1,426
目標事業量 (供給目標量)	12,111	11,801	12,616	12,019	12,789	12,109
(希望するすべての対象者に事業を実施)						
	4 年度		5 年度		6 年度	
	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生	1～3 年生	4～6 年生
量の見込み (需要数)	4,753	1,461	4,745	1,485	4,664	1,505
目標事業量 (供給目標量)	12,885	12,399	12,865	12,602	12,645	12,775
(希望するすべての対象者に事業を実施)						

※令和6（2024）年度までの量の見込み（需要数）は、人口推計から令和元（2019）年度の割合（需要量/供給量）を乗じて算出しています。また、すべての区立小学校で希望するすべての児童を対象に実施するため、目標事業量（供給目標量）の人数は該当する年齢の推定人口（最大値）になっています。

○現状・今後の方向性

区では、午後5時までを「さんさんタイム」、午後5時以降を「きらきらタイム」に区分し、「あいキッズ」を実施しています。

「あいキッズ」では「きらきらタイム」の手続きをした児童を放課後児童健全育成事業の対象とし、すべての児童の交流を図り健全育成を推進します。登録者数については、年々増加しているため、活動拠点の確保に努めています。

なお、すべての区立小学校で事業を実施するという性質上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

(6) 子育て短期支援事業

① 事業概要

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育が困難となった場合に、お子さんをお預かりする事業です。

区内で1か所、社会福祉法人松葉の園が運営する専用施設で「ショートステイ」を行っています。平成28（2016）年度からショートステイとトワイライトステイを合わせた定員を5名から6名に増やしました。

また、同年度から、施設（中野区：聖オディリアホーム乳児院）において生後43日から2歳までの子どもを養育する宿泊型ショートステイ事業「乳児ショートステイ」を開始しました。育児疲れ・育児不安、親の介護、病気や出産での入院又は通院、冠婚葬祭への出席などの場合に利用できます。

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：延べ人数）

	H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(需要数) (A)	514	600	600	600	600	600
目標事業量(供給目標量) (B)	1,351	937	937	937	937	937
過不足(B) - (A)	837	337	337	337	337	337

※平成28（2016）年度から平成30（2018）年度の実績平均値から算出した数値を量の見込み（需要量）としています。

○現状・今後の方向性

一時的に子どもを養育することができない家庭にとって、施設において養育を行うことは有効な手段となっています。しかし、ショートステイでは、週末や学校の三季（春、夏、冬）休業日に利用が集中するなど、特定の日に希望が集中することにより定員を超てしまい、利用できない方がいる場合もあります。そのような場合でも極力ニーズに沿えるよう、利用希望者の事情に応じて、類似事業の紹介などを行っていきます。

なお、提供地域は区全体で一つの地域とします。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境などを把握し、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と子の健康管理や育児についての相談・助言などを行う事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

	H30 年度 (実績)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (需要数)	4,482	4,441	4,470	4,338	4,182	4,107
目標事業量 (供給目標量)	すべての対象者に事業を実施					

※量の見込み（需要数）は0歳児の推定人口

○現状・今後の方向性

毎年、ほぼ100%近い面会率を達成していることから、安心して子どもを産み育てる環境の充実に寄与しています。

今後も高い面会率を確保し、子育てに関する情報提供、育児の相談助言を行っていきます。なお、全家庭を訪問するという事業の特性上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

(8) 養育支援訪問事業

① 事業概要

母子保健事業（健康福祉センター）との連携により、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期に発見し、心身の安定や育児負担の軽減を図るため、家庭の状況に応じて育児支援サービスにつなげる事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(単位：人)

	H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標事業量 (供給目標量)	160	支援が必要なケースすべてに事業を実施				

○現状・今後の方向性

区では、子ども家庭支援センターや健康福祉センターで出生前後に把握した「保護者の養育を支援する必要がある家庭」などに対して、子ども家庭支援センターの相談員が居宅に訪問して相談・指導を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。子どもや家庭の状況に応じた支援を行うことにより育児負担を軽減して、虐待の未然防止を図ります。

令和4（2022）年度中には、児童虐待の発生予防から早期発見・対応、保護・支援アフターケアに至るまでの総合的な支援体制の構築を図るため、（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター（P45 参照）を開設し、すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援していきます。

なお、支援が必要な家庭の居宅で行うという事業特性のため、提供地域は区全体で一つの地域とします。

(9) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

乳幼児とその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言などの援助を行う事業です。

また、町会・自治会をはじめ施設に来所された近隣の方々との交流を通して、地域のつながりを感じてもらうことや、父親参加型の育児の推進等も行います。

② 目標事業量（供給目標量）

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み(需要数) (延べ人数)	624,251	625,000	623,000	616,000	609,000	603,000
	目標事業量(供給目標量) (か所)	27	27	27	27	27	27

○現状・今後の方向性

【子育て応援児童館 CAP'S】

平成28（2016）年度からすべての児童館（26館）に「すくすくサロン」を設置し、乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を充実させています。また、すべての児童館において、職員の積極的な声かけや相談体制を確立し、児童館における「子育てひろば」事業の機能拡充を図っています。さらに5つの児童館（大山東、上板橋、清水、なります、はすのみ）に専任の相談員を配置し、「子育て相談エール」として相談体制を強化とともに、発達が気になる乳幼児親子の支援を目的とした「ほっとサロン」も5つの児童館（高島平、西徳、南板橋、志村、赤塚）に設置し、新たな子育て支援の充実を図っています。今後も引き続き相談体制の強化に努めています。

【森のサロン】

東京家政大学と区との連携により、東京家政大学に常設された子育てひろばで実施している地域子育て支援拠点事業です。

地域子育て支援事業の更なる拡充のため、児童館との連携強化を図っていきます。

(10) 一時預かり事業

① 事業概要

就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、主として昼間に、幼稚園・認可保育所などにおいて一時的に子どもを預かる事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

(ア) 幼稚園の一時預かり

(単位：延べ人数)

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み (需要数) (A)	159,069	163,048	167,125	171,304	175,585	179,975
	目標事業量 (供給目標量) (B)	185,309	206,793	206,793	206,793	206,793	206,793
	過不足 (B) - (A)	26,240	43,745	39,668	35,489	31,208	26,818
		地域別内訳					
板橋	量の見込み(需要数)	17,522	17,961	18,410	18,870	19,342	19,825
	目標事業量(供給目標量)	16,307	22,779	22,779	22,779	22,779	22,779
常盤台	量の見込み(需要数)	27,458	28,145	28,849	29,570	30,309	31,067
	目標事業量(供給目標量)	33,356	35,696	35,696	35,696	35,696	35,696
志村	量の見込み(需要数)	24,895	25,518	26,156	26,810	27,480	28,167
	目標事業量(供給目標量)	24,646	32,365	32,365	32,365	32,365	32,365
赤塚	量の見込み(需要数)	43,075	44,152	45,256	46,388	47,547	48,736
	目標事業量(供給目標量)	66,711	55,998	55,998	55,998	55,998	55,998
高島平	量の見込み(需要数)	46,119	47,272	48,454	49,666	50,907	52,180
	目標事業量(供給目標量)	44,289	59,955	59,955	59,955	59,955	59,955

※現在、区内の幼稚園では、支援法に基づく一時預かりではなく、区独自の預かり保育を実施しており、支援法上の認定区分である1号、2号を分けて掲載する必要がないため、預かり保育推進補助金に基づく一時預かり事業の量の見込みを記載しています。

○現状・今後の方向性

通年実施園の増加も見られる一方で、需要が増加している背景から、一部の地域で供給量が不足していた地域も見受けられました。

保護者の育児負担軽減と社会参加の機会を安定して確保するため、幼児教育・保育の無償化の影響による各地域の需要動向、保護者の育児ニーズ等の変化を把握し、事業のあり方の検討を行い、預かり保育の充実に努めていきます。

(イ) 幼稚園以外の一時預かり

(単位：延べ人数)

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	13,595	14,211	14,113	13,902	13,792	13,766
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	40,338	21,350	21,350	21,350	21,350
		トワイライトステイ	307	285	285	285	285
		目標事業量の合計 (B)	46,885	27,875	27,875	27,875	27,875
	過不足 (B) - (A)	33,290	13,664	13,762	13,973	14,083	14,109
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	3,586	3,747	3,788	3,766	3,756	3,754
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	7,129	6,672	6,672	6,672	6,672
常盤台	量の見込み(需要数)	3,513	3,586	3,549	3,495	3,492	3,526
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	2,247	2,247	2,247	2,247	2,247
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	6,600	3,075	3,075	3,075	3,075
志村	量の見込み(需要数)	2,472	2,623	2,586	2,532	2,506	2,485
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	705	705	705	705	705
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	7,811	4,829	4,829	4,829	4,829
赤塚	量の見込み(需要数)	2,052	2,184	2,147	2,100	2,048	2,035
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	662	662	662	662	662
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	10,777	4,022	4,022	4,022	4,022
高島平	量の見込み(需要数)	1,791	1,861	1,833	1,799	1,780	1,756
	目標事業量 (供給目標量)	一時預かり事業	1,291	1,291	1,291	1,291	1,291
		ファミリー・サポート・センター (未就学児分)	8,021	2,752	2,752	2,752	2,752

※トワイライトステイの提供区域は区全体で一つの地域とします。

○現状・今後の方向性

保護者の育児疲れや急病、断続的・短時間勤務などの理由でお子さんを保育できないときに保育園で一時的にお子さんを預かる、一時保育（一時預かり事業）や、通院や地域活動への参加などでお子さんの保育ができないときに保護者に代わって短時間の保育サービスを行う区民の主体的な子育て援助活動支援事業である、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業を実施しています。

現状でも量の見込み（需要数）を確保できる数値ですが、一層の充実を図るため一時保育の実施園を増やしていきます。また、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業についても、引き続き利用者ニーズを把握し、事業を実施していきます。

(11) 病児保育事業

① 事業概要

子どもが病気の回復期又は回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが、保育園・幼稚園等に通園できないときに医療機関などで一時的に保育を行う事業です。

② 目標事業量（供給目標量）

			H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み (需要数) (A)	(延べ人数)	2,960	2,953	2,902	2,826	2,816	2,842
	目標事業量 (供給目標量) (B)	(延べ人数) (か所)	5,832 5	5,832 5	5,832 5	5,832 5	5,832 5	5,832 5
	過不足 (B)-(A)	(延べ人数)	2,872	2,879	2,930	3,006	3,016	2,990

○現状・今後の方向性

区では、令和元年度現在、病児・病後児保育室3施設、病後児保育室2施設の計5施設（下記参照）で、概ね5地域で1か所ずつ配置し、区民の利便性・地域バランスに沿った事業を展開しています。

育児と仕事の両立支援に寄与できるよう、アンマッチの解消、登録・予約方法の検証を行うなど、P D C Aサイクルの視点に立ち、引き続き事業を実施していきます。

【板橋区での実施状況】

令和元年度現在、帝京大学医学部附属病院、板橋区医師会病院、キッズタウンむかいはら保育園、いわた医院、エキチカ保育園Ⅱの5か所で実施しています。

※帝京大学医学部附属病院・板橋区医師会病院はお迎えサービスがあります。

※キッズタウンむかいはら保育園、エキチカ保育園Ⅱは病後児保育のみ実施しています。なお、エキチカ保育園Ⅱは令和2年3月末に区との委託契約を終了します。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学児）

① 事業概要

通院や地域活動への参加などで育児ができないとき、保護者に代わって短時間の育児援助を行う会員制の事業です。育児援助を受けたい区民（利用会員）の子どもを、育児の援助を行いたい区民（援助会員）が預かります。援助活動の内容は、小学校・習い事への送迎や帰宅後の預かりなどです。

※援助会員は、区が実施する子育て支援者養成講座を修了した方です。

※児童が病気の場合や安全確保ができない場合など、援助活動ができない場合があります。

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：延べ人数）

		H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	量の見込み(需要数) (A)	3,444	3,801	3,834	3,886	3,913	3,903
	目標事業量(供給目標量) (B)	4,860	9,150	9,150	9,150	9,150	9,150
	過不足 (B) - (A)	1,416	5,349	5,316	5,264	5,237	5,247
地域別内訳							
板橋	量の見込み(需要数)	502	554	574	604	625	640
	目標事業量(供給目標量)	890	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
常盤台	量の見込み(需要数)	520	574	576	590	599	604
	目標事業量(供給目標量)	690	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382
志村	量の見込み(需要数)	660	728	736	741	735	732
	目標事業量(供給目標量)	1,180	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
赤塚	量の見込み(需要数)	650	717	715	714	708	687
	目標事業量(供給目標量)	1,130	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727
高島平	量の見込み(需要数)	1,112	1,228	1,233	1,237	1,246	1,240
	目標事業量(供給目標量)	970	2,954	2,954	2,954	2,954	2,954

○現状・今後の方向性

子育て世帯にとって、地域の援助会員による短時間の一時的な保育サービスは重要な子育て支援となっています。

しかし、一部でアンマッチも出ていることから、アンマッチ件数の精査等を踏まえるとともに、利用者ニーズを把握しながらニーズに沿った事業を実施していきます。

(13) 妊婦健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するために定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する事業です。

受診票を使って健康診査を受けると、受診票に記載された内容の検査項目は無料となります。

	内 容	公費負担額上限
妊婦健康診査 1回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査 血液検査 (血液型、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒血清反応、B型肝炎、C型肝炎、風疹抗体価検査)	10,850 円 (令和元年度)
妊婦健康診査 2～14回目	○毎回実施するもの 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 ○その他選択項目（下記から1項目選択） クラミジア抗原、C型肝炎、経腔超音波、HTLV-1抗体、血糖、貧血、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）	5,070 円 (令和元年度)
妊婦子宮頸がん検診	原則としてできるだけ初期に実施	3,400 円
妊婦超音波検査	経腹法による超音波検査	5,300 円

※利用できる医療機関：都内契約医療機関

② 目標事業量（供給目標量）

（単位：人）

	H30年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標事業量 (供給目標量)	4,484		すべての対象者に事業を実施			

○現状・今後の方向性

妊婦・出産ナビゲーション事業において、健診の重要性、保健指導票の交付や里帰り等、妊婦健康診査助成金制度の周知を個別に行いました。

今後も、妊婦・出産ナビゲーション事業の実施による当事業の周知の強化と、円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

なお、事業の特性上、提供地域は区全体で一つの地域とします。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園における一時預かり事業及び認定こども園への移行の推進

私立幼稚園での長時間・通年の預かり保育の充実や認定こども園への移行は、待機児童の多い地域においては保育定員の拡大につながることから、待機児童対策として効果が期待できると考えられます。

区では現在、待機児童対策として、民間認可保育所等の整備を中心取り組んでいるところですが、今後はこれと併せて、待機児童の状況を見きわめながら、私立幼稚園における一時預かり事業の拡充に取り組むとともに、認定こども園への移行に向けた必要な支援を図っていくことで、区の待機児童対策を推進していきます。

(2) 地域の保育施設間のネットワークの構築

(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター（P45 参照）の設置を契機に、区の強みである「地域とのつながり」を生かし、支援を必要とする子どもへの対応を含めた切れ目のない子育て支援を実現するためには、地域内でのつながりをネットワーク化し、その中の強い連携体制を構築する必要があります。

事業計画では教育・保育提供区域として、区内 5 地域（板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平）を設定していますが、教育・保育施設同士の子どもたちや保育士等の横のつながりを生み、地域で共に育ち、共に育てていく意識を醸成し、さらに小学校就学後の子どもの育ちを見通した取り組みを行っていくためには、子どもの育ちの連続性を意識した既存のつながりやネットワークを生かした地域設定が必要となります。

そこで、既に保幼小中連携教育の枠組みとして、区立中学校ごとに設定されている「学びのエリア⁷」を基本に、「学びのエリア」を構成する小学校学区域も勘案しながら、保育所を卒園する子どもたちが、その地域で健やかに成長していくよう、より地域単位でつながりを生みやすい保育施設間の連携の枠組みとして、令和 3（2021）年度を目指して「育ちのエリア」の設定を検討していきます。

「育ちのエリア」における保育施設間のネットワークを基盤として、小学校への円滑な接続、ネットワーク内での情報や保育ノウハウの共有及び支援体制を構築し、地域全体として、子育て支援の充実による地域の子育て力の向上や保育内容を充実させていきます。

⁷学びのエリア

板橋区では、小中学校の連携を密にするため区立小学校を区立中学校単位に分けて、「学びのエリア」と呼んでいます。「学びのエリア」では、小中学校で話し合ってエリアの特色を踏まえた 9 年間の「めざす子ども像」とそれを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有し、方針に基づいて「学びのエリア」で一体となって 9 年間を通じた教育を行っていきます。

(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター

～板橋区の強みを活かした子ども家庭支援体制を構築します～

平成28（2016）年6月の児童福祉法改正により、特別区でも児童相談所の設置が可能となりました。

区は、これまでの子ども家庭支援センターと児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置することとし、平成30（2018）年9月に「基本計画」を策定し、準備を進めています。



1 事業概要

「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」は、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に向け、相談体制を充実させるとともに、関連機関と連携した切れ目のない、一貫した支援を行っていきます。

(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター

- 総合相談機能
- 専門相談・援助機能
- 一時保護所機能
- 子育て支援サービス機能
- 地域子育て支援機能

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

- ・基礎的自治体である区が児童相談所を設置する効果を活かします。
- ・専門職員がひとつの建物に集まる効果を活かします。
- ・地域の力を活かします。

2 機能を併合するメリット

子ども家庭支援センターと児童相談所の機能を併合するメリットは3つあります。

身近な相談窓口

子どもに関する様々な相談を受ける窓口を統合することで、区民が迷わず相談することができます。

虐待の発生予防

区の関係機関との連携を活かすことで、事後対応型から予防的支援型へシフトさせ、児童虐待の発生予防へと繋げ、重症化を防ぐことができます。

迅速な対応

権限の一元化により、虐待対応(相談・通告等)の調査、安全確認などに機動力を発揮し、即時対応を行うことができます。

3 施設の概要

(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの施設の概要は以下のとおりです。

設置場所	板橋区本町 24-1 (旧板橋第三小学校跡地の一部)
敷地面積	2,914.00 m ²
延床面積	3,475.39 m ²
構造等	鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て
主な諸室	



一般開放エリア

地域に開かれた子育て支援施設として、気軽に相談できる身近な相談機能や親子で過ごせるスペース等を備えます。

総合相談窓口、待合室、親子コミュニティースペース、赤ちゃんの駅、みんなのトイレ など



管理部門エリア

施設の運営に係る各種機能や会議室などを整備します。

事務室、会議室、
調理室、洗濯室、
用務員室、
警備員室、
ファイル室 など

専門相談等エリア

専門のスタッフが専門的な知識や技術を要する相談に応じるほか、効果的な援助のため、判定・検査・診断等を行います。

面接室、心理面接室、医師診断室、家族療法室、プレイルーム、保健室、心理指導室、個別指導室、静養室、児童居室 など

職員配置

児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士、児童指導員、保育士などの専門職員を配置します。

4 整備スケジュール

令和元（2019）年度に建物の設計や旧板橋第三小学校の校舎等の解体工事を完了し、令和2（2020）年7月から建設工事に着手します。

令和3（2021）年12月に建設工事を完了し、令和4（2022）年4月に子ども家庭支援センターの機能について、同年7月に児童相談所の機能について業務を開始します。

【整備スケジュール（予定）】

	令和元年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)	令和4 年度 (2022 年度)
実施設計				
解体工事				



第5章



計画の推進

1 計画の推進

2 計画の進捗管理

5

計画の推進

事業計画で定めた量の見込みと提供体制の確保の内容に基づき、計画的に事業を提供し、子ども・子育て支援施策を着実に推進していくための連携・協力体制を示すとともに、実施状況の評価・点検等の計画の進行管理についても示していきます。

計画の推進

計画の推進にあたっては、社会のあらゆる分野における人々が、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。計画の実現に向けて、それぞれが連携・協力しながら計画を推進していきます。

計画の進捗管理

板橋区子ども・子育て会議での審議において、区民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげていきます。

1 計画の推進

「誰一人取り残さない」という理念の「SDGs」をしっかりと見据え、社会のあらゆる分野における人々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目標を共有することにより、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。計画の実現に向けて、それぞれが連携・協力しながら計画を推進していきます。

(1) 板橋区の役割

計画の推進にあたっては、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、教育・保育事業者、地域・区民等と連携して多くの意見を取り入れ、施策を展開していくとともに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映していきます。

また、切れ目のない子育て支援を行うための体制づくりをはじめ、多様な方法を活用した分かりやすい情報発信に努めています。

(2) 家庭の役割

家庭は教育の出発点であるとともに、子どもが心身共に健やかに育つうえで重要な役割を持っています。親子の絆を深めながら、愛情やふれあいの中で、子どもの基本的な生活習慣や思いやりの心を育むことが必要です。そのため、保護者は安らぎのある家庭づくりに努めることが重要です。

(3) 地域・区民の役割

地域全体で、子育て家庭を支援していくためには、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を見守りながら「まち（地域）全体で子どもの成長を支えていく」という意識を持つことが重要です。地域住民がつながりを深め、共に支え合い、地域ぐるみで子育て支援活動に参加することが必要です。

(4) 事業者の役割

働き方改革関連法にもあるように、出産・子育て後も誰もが変わらず働き続けられる環境整備は、今後取り組んでいかなければならない重要な課題です。

育児休業や短時間勤務の取得しやすい環境づくり、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実や整備を推進していく必要があります。

2 計画の進捗管理

(1) 板橋区子ども・子育て会議による点検と意見

公募委員、関連団体・関係機関の代表者及び学識経験者などで構成する「板橋区子ども・子育て会議」での審議において、計画の実施状況の把握や点検を行うとともに、実施状況に対して意見を伺い、施策の改善につなげていきます。

(2) 進捗管理

計画が着実に実行されるよう、「板橋区子ども・子育て支援本部」及び「板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議」において、P D C A サイクル（策定－実施－評価－見直し）に従って計画の実施状況の把握や点検を行うとともに、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行っていきます。

また、進捗管理をしていく中で、区民ニーズの変化により、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて見直しを行っていきます。

(3) 進捗状況の公表

計画の推進に向けて、子育て家庭や子育てに係る関係団体、地域の理解と協力が重要であり、そのためには事業計画に関する情報提供が重要になってきます。このため、計画事業の進捗状況については毎年度公表します。また、審議を行う「板橋区子ども・子育て会議」についても、開催時間や周知方法等を工夫し、区民が参加しやすい環境を整えるよう努め、情報の共有化を図っていきます。

資料編



- 1 板橋区の子ども・子育て支援施策
- 2 策定経過
- 3 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 4 板橋区子ども・子育て会議条例
- 5 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

1 板橋区の子ども・子育て支援施策 (第1編 次世代育成推進行動計画編 実施計画 2021)

(1) 計画策定の趣旨

区では、平成28(2016)年2月に、広範な分野にわたる次世代育成支援対策を集中的・計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を包含した新たな「子ども未来応援宣言2025」を策定しました。

その後、策定から3年が経過し、区政を取り巻く環境は大きく変化しました。

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない」という理念の「SDGs」が世界的に広がりました。また、国内においては、平成28(2016)年6月の児童福祉法の改正や、「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』の実現」に向けた改革が進められています。

これらを踏まえ、平成30(2018)年度に、「子ども未来応援宣言2025」第1編「次世代育成推進行動計画」の「実施計画2018」における成果を受け、必要な見直しを行った「実施計画2021」を策定し、未来を担う子どもたちがすくすくとたくましく成長するまちの実現に向けた取り組みを一層強化・推進します。

(2) めざす方向

「子ども未来応援宣言2025」では、板橋区基本構想がめざす将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」を具現化するための「9つのまちづくりビジョン(『子育て安心』ビジョン、『魅力ある学び支援』ビジョン等)」を実現するため、「5つのめざす方向」を定めています。

- 1 安心できる子育て環境
- 2 子どもの健康と安全
- 3 すべての子どもへの支援
- 4 子どもたちの生きる力の育成
- 5 みんなで子育て支援

(3) 施策体系

「子ども未来応援宣言2025」では、5つの基本目標、10の施策の方向性からなる施策体系に基づき、事業を展開しています。また、「実施計画2021」からは、「SDGs」や「地域共生社会」の理念を踏まえた応援宣言を掲げ、施策横断的な連携施策を定めて取り組んでいます。

(4) 実施計画 2021 の応援宣言・連携施策・主な事業

【応援宣言】

誰一人取り残さず、未来を担うすべての子ども・子育て家庭を応援します

【連携施策】

1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

★めざす姿

安心して子どもを産み育てることができるよう、身近で気軽に相談できる体制、また、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を充実し、板橋に住むすべての子どもたちが健やかに成長できるまちをめざします。

★取組の柱

- ・子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
- ・特に配慮が必要な子どもへの支援
- ・在宅子育て支援の充実
- ・「いたばし版ネウボラ」の拡充

2 子どもたちが自信をもって人生を切り開ける力を育成

★めざす姿

未来を担う子どもたちが心身ともに健康に、自信と誇りをもって大人へと成長するまちをめざします。

★取組の柱

- ・誰もが希望する教育・保育を受けられるよう支援
- ・生きるための基礎的な力を育成する環境整備
- ・学校教育や体験活動等、実践から学び自信につなげていく力の養成

3 地域全体で子どもたちの育ちを支援

★めざす姿

板橋の宝である子どもたちを地域全体で育て、すべての子育て家庭を支えるまちをめざします。

★取組の柱

- ・子どもが安全に過ごせる居場所の整備
- ・子ども・子育て家庭と学校・地域との連携の強化
- ・子どもの育ちを支える地域の人材の確保

連携施策を推進するためのひと創り

★めざす姿

子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応し、すべての子どもの安心と希望を実現する各施策の推進を担う職員及び地域人材の育成と活用をめざします。

★取組の柱

- ・児童相談所の設置等、求められる幅広い専門的知識、実践的能力獲得のための他自治体への派遣研修や専門研修受講による人材育成
- ・地域における担い手の発掘・養成

【主な事業】

★（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの整備

児童相談所業務と身近な子ども家庭支援サービスを併せて行い、すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援していきます。

★CAP 'S 児童館の充実

乳幼児親子の交流や育児に関する情報交換ができる安心・安全な居場所を提供するとともに、相談体制を整備し、子育て支援の充実を図ります。

★発達障がい者支援センターの開設・運営

発達障がいのある人（概ね16歳以上）及びその家族等に対する支援体制を整備し、大人になっても安定した日常生活及び社会生活が送れるよう、自立と就労に向けた取組や安心して利用できる居場所づくりを実施します。



身近な拠点で乳幼児親子が遊び、学び、交流
子育て応援児童館「CAP 'S」

★保育施設の整備、幼稚園・保育園・小学校連携研修等の実施

「子育て安心プラン」に基づく、2020年度末の待機児童の解消に向け保育施設の整備等に取り組むとともに、質の高い教育・保育を実践していきます。

★板橋区版「英語村」

英語のみを言語とする環境で学習し、小・中学生の英語力向上や異文化理解の促進を図ります。



未来を担う、グローバルな人材を育成
板橋区版「英語村」

★板橋区コミュニティ・スクールの導入

学校運営等に関して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みを構築し、学校と地域等が課題や目標を共有することで、学校支援活動等の充実を図り、子どもたちの未来をはぐくむ教育環境の醸成につなげていきます。

★放課後対策事業「あいキッズ」の充実

放課後の安全な居場所として、遊び、スポーツ、読書、学習など様々な健全育成活動を実施していきます。

★i-youth（あい・ゆーす）の充実

中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄ることができるi-youthで、若者による事業の企画や運営を支援し、他者とのコミュニケーションや仲間づくりを促進します。



子どもたちの安心・安全な居場所
放課後対策事業「あいキッズ」

★子どもの居場所づくり活動支援事業

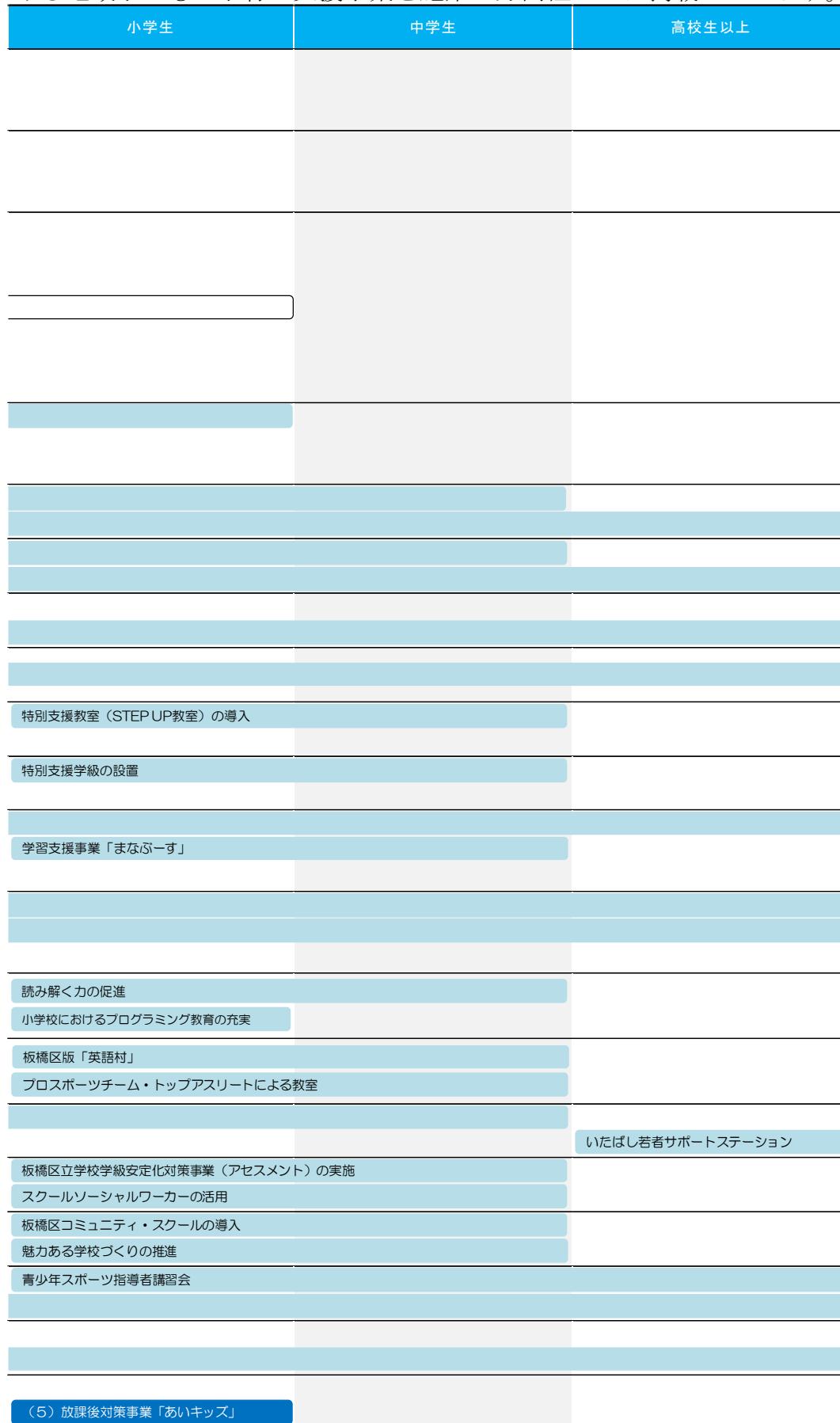
学習支援、食事、世代間交流の場を提供する団体の把握や、団体間の連携の促進を図り、地域の力で子どもを支援し、社会的孤立を防止します。

(5) ライフステージ別マトリクス図

ライフステージに関する、実施計画 2021 における重点事業（39 事業）及び事業計画における

基本目標	施策の方向性	施策	ライフステージ	
			0～2 歳	3～5 歳
I 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します	(1) 妊娠・出産の支援の充実	(7) 乳児家庭全戸訪問事業 (13) 妊婦健康診査 (1) 妊婦・出産ナビゲーション事業	
		(2) 子育て支援の充実	(1) いたばし子育てNAVIの充実 (9) 子育て相談エール (1) 区立保育園での子育て相談	
	I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるよう支援します	(1) 教育・保育事業の推進	保育施設の整備 (2) 延長保育 (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (6) 子育て短期支援事業 (10) 一時預かり事業 (11) 病児保育事業 (12) 子育て援助活動支援事業	
		(2) 教育・保育の質の向上	幼稚園・保育園・小学校連携研修 保育施設指導検査 (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	
		(1) 小児医療環境の充実	小児初期救急平日夜間診療 休日医科診療（内科・小児科）	
		(2) こころと体の健康づくりの推進	出張歯みがき指導 予防接種	
II 守られるまち いたばし	II-1 子どもの命と健康を守ります	(1) 交通安全・事故防止・災害対策	げんきっ子トラフィックスクール	
		(2) 犯罪等の被害の防止	公園のユニバーサルデザイン化 板橋セーフティー・ネットワーク	
	II-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取り組みます	(1) ひとり親家庭・生活困窮者家庭等への支援の充実	ひとり親家庭自立支援給付金	
		(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応	（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの整備 虐待防止支援訪問事業 (8) 養育支援訪問事業	
III 育すべきまち いたばし いどもが健やかに	III-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します	(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実	(9) ほっとプログラム	
		(2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備	要支援児保育巡回指導	
	III-2 貧困や虐待から子どもを守ります	(1) ひとり親家庭・生活困窮者家庭等への支援の充実	ひとり親家庭自立支援給付金	
		(2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応	（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センターの整備 虐待防止支援訪問事業 (8) 養育支援訪問事業	
		(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成		
IV 育成する人間性とい生きた力	IV-1 これから社会を生き抜く力を養成します	(2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進		
		(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成	生活習慣チェックシートの配布・活用	
	IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します	(2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化		
		(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり		
V 協子育てるでみんないたばし	V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくります	(2) 子どもの育ちを支える地域づくり	子育て支援員の活動支援	
		(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	親の一日常保育体験 いたばしひグッドバランス推進企業表彰	
	V-2 「子育てるなら “いたばし”で」を実現します	(2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり	(9) 児童館乳幼児子育て支援事業	

ける地域子ども・子育て支援事業を施策の方向性ごとに掲載しています。



実施計画 2021 における重点事業

事業計画における
地域子ども・子育て支援事業

上記 2 事業において、
重複している事業

2 策定経過

板橋区子ども・子育て支援本部【令和元（2019）年度】

回数	開催日	審議内容
第1回	令和元 (2019)年 5月21日	○第2期事業計画の策定方針について
第2回	令和元 (2019)年 7月22日	○子ども未来応援宣言2025の進捗・評価について ○第2期事業計画の計画骨子について
第3回	令和元 (2019)年 10月21日	○第2期事業計画（素案）について
第4回	令和2 (2020)年 1月20日	○第2期事業計画（案）について

板橋区子ども・子育て会議【令和元（2019）年度】

回数	開催日	審議内容
第1回	令和元 (2019)年 5月28日	○令和2年度に向けた令和元年度の施設整備計画について ○令和元年度（平成31年度）保育所等入所状況について ○板橋区における地域子ども・子育て支援事業及び関連事業の主な動きについて ○第2期事業計画策定方針について
第2回	令和元 (2019)年 8月23日	○子ども未来応援宣言2025の進捗・評価について ○第2期事業計画の計画骨子について ○「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト（子どもの貧困対策）」の平成30年度実績報告について ○子育て安心プラン実施計画について
第3回	令和元 (2019)年 11月18日	○第2期事業計画（素案）について ○板橋区子ども・若者計画2021の平成30年度進捗状況について ○児童相談所設置に向けた検討状況について
第4回	令和元 (2019)年 12月26日	○第2期事業計画（案）について ○令和元年度施設整備予定内訳について ○令和2年度新制度移行幼稚園について

3 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

	氏名	所属団体等	役職	任期
1	片岡 輝	学識経験者（東京家政大学名誉教授）	会長	H25. 12～
2	吉田 正幸	幼児教育・保育専門誌「遊育」代表取締役	副会長	H25. 12～
3	鈴木 育夫	板橋区医師会	委員	H25. 12～
4	真野 英人	板橋産業連合会	〃	H30. 6～R 1. 10
	高田 修一		〃	R 1. 11～
5	細井 昭夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	〃	H27. 9～R 1. 10
	三枝 節夫		〃	R 1. 11～
6	小泉 光子	板橋区民生・児童委員協議会	〃	H28. 1～R 1. 10
	加藤 朝子		〃	R 1. 11～
7	横田 和也	板橋区立中学校PTA連合会	〃	H29. 6～R 1. 4
	秋葉 芳枝		〃	R 1. 5～
8	武田 幸雄	板橋区立中学校長会	〃	H29. 11～
9	秋葉 芳枝	板橋区立小学校PTA連合会	〃	H28. 5～R 1. 4
	沖田 和雄		〃	R 1. 5～R 1. 10
	横川 隆之		〃	R 1. 11～
10	堀内 祐子	板橋区立小学校長会	〃	H30. 6～
11	佐藤 育子	板橋区私立幼稚園PTA連合会	〃	H30. 6～
12	富永 興之介	板橋区私立幼稚園協会	〃	H30. 6～
13	下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	〃	H26. 7～
14	谷田 千穂	障がい者団体	〃	H27. 11～
15	岩佐 美保	区民委員	〃	H29. 11～R 1. 10
	奥野 貴子		〃	R 1. 11～
16	木村 縁理	区民委員	〃	H29. 11～R 1. 10
	熊坂 麻希子		〃	R 1. 11～
17	藤田 明子	区民委員	〃	H29. 11～R 1. 10
	中村 有美		〃	R 1. 11～

4 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の付属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他区長が適當と認めた事項に関する検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)
 (平成27年7月 3日一部改正)
 (平成28年4月 1日一部改正)
 (平成28年8月 8日一部改正)
 (平成29年3月10日一部改正)
 (平成30年3月22日一部改正)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）に基づく家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）を総合的かつ効果的に推進し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念に則り実施する支援（以下それぞれ「次世代育成支援」及び「子どもの貧困対策」という。）を推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、支援本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げるところによる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に關すること。
- (2) 子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る諸施策の協議並びに推進に關すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に關すること。
- (4) その他子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る重要な事項に關すること。

2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。

(1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき。

(2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。

(3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。

3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。

3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第3に掲げるところによる。

4 子どもの貧困対策に係る連絡調整会議の構成員は別表第4に掲げるところによる。

5 前項の会議に、座長及び幹事課長を置く。

6 前項の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。

7 第5項の幹事課長は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 福祉部管理課長

(2) 子ども政策課長

(3) 教育総務課長

8 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。

9 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱（平成16年5月10日区長決定、同日施行）及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱（平成25年5月14日区長決定、同日施行）は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。（組織改正）

付 則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

(別表第1) 子ども・子育て支援本部本部員（第2条関係）

教育長
政策経営部長
総務部長
危機管理室長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
資源環境部長
都市整備部長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

(別表第2) 子ども・子育て支援連絡調整会議（第6条関係）

政策企画課長
財政課長
人事課長

健康推進課長
障がい者福祉課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
地域教育力推進課長

(別表第3) 次世代育成支援連絡調整会議（第6条関係）

政策企画課長
財政課長
人事課長
男女社会参画課長
スポーツ振興課長
産業振興課長
健康推進課長
福祉部管理課長
障がい者福祉課長
子ども政策課長
保育サービス課長
子育て支援施設課長
子ども家庭支援センター所長
教育総務課長
学務課長
生涯学習課長
指導室長
地域教育力推進課長

(別表第4) 子どもの貧困対策連絡調整会議（第6条関係）

子ども家庭部長
政策企画課長
経営改革推進課長
財政課長
地域振興課長
産業振興課長
健康推進課長
福祉部管理課長

板橋福祉事務所長
子ども政策課長
子ども家庭支援センター所長
住宅政策課長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
教育支援センター所長

いたばし子ども未来応援宣言 2025
「子ども・子育て支援事業計画」編 第2期

編集 板橋区子ども家庭部子ども政策課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
TEL 03-3579-2471 FAX 03-3579-2487
kk-shomu@city.itabashi.tokyo.jp

令和2年3月発行

刊行物番号 31-97



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>